

大阪大学

目 次

I	認証評価結果	2-(15)-3
II	基準ごとの評価	2-(15)-4
	基準1 大学の目的	2-(15)-4
	基準2 教育研究組織	2-(15)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(15)-10
	基準4 学生の受入	2-(15)-16
	基準5 教育内容及び方法	2-(15)-21
	基準6 学習成果	2-(15)-34
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(15)-37
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(15)-45
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(15)-49
	基準10 教育情報等の公表	2-(15)-56
<参 考>		2-(15)-59
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(15)-61
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(15)-62
iii	自己評価書等	2-(15)-64

I 認証評価結果

大阪大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 共同研究講座・共同研究部門制度は、産学官連携の成功事例として、また、産学連携の仕組みとして評価され、平成26年度産学官連携功労者表彰において文部科学大臣賞を受賞している。
- TAが、授業支援のみならず、e-learningのコンテンツ作成や、全学教育推進機構で実施するコンピュータ教育でのコンピュータ操作の指導等を行うなど活用されている。
- 「大学院副専攻プログラム」「大学院等高度副プログラム」「知のジムナスティックス（高度教養プログラム）」により、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野の養成を図った大学院課程教育を行っている。
- 文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「超域イノベーション博士課程プログラム」等5件、さらに「大学の世界展開力強化事業」等の支援事業に7件が採択され、各教育プログラムが開設され、様々な授業を開講している。
- 文部科学省支援事業に採択された「理数オーナープログラム ～飛躍知の苗床育成をめざして～」や「認知脳理解に基づく未来工学創成」は、支援期間終了後も継続的な取組が行われている。
- ラーニング・コモンズ、ステューデント・コモンズに加えて、多言語・異文化理解のための共同学習スペースであるグローバル・コモンズ、プレゼンテーションエリア等を備えたアクティブ・ラーニングスペース、DVDや衛星放送を利用したグループ学習が可能なAVコモンズの拡充を行うことにより、自主的学習環境が整備されている。
- 各副研究科長等からなる教育改革推進会議が全学の教育の方針を策定し、学務情報システムKOANによって学生や教育活動に係る基礎データが収集され、未来戦略機構戦略企画室がその実施結果を全学的に評価・分析し、同会議に改善提言をする実効的な質保証サイクルが整備されている。
- 事務職員に対する目的別研修の積極的な実施が、成果として各種の公的な資格取得につながっている。
- 認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点等が的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。
- 英語、中国語、韓国語のウェブサイトを作成・公表しグローバル化に対応した情報発信を進めている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 学位プログラムごとに、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針を定め公表することにより、教育課程の更なる体系化を進めている。
- 平成26年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に「GLOBAL UNIVERSITY「世界適塾」」が採択され、留学生に対応する体制の高度化に取り組むとともに、英語のみによる授業の実施拡大等に向けた活動が行われている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。
- 全学統一フォーマットのシラバスの作成が進んでいるが、一部の項目については入力不十分である。
- 学士課程の一つの学部において、標準修業年限内卒業率が低い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

平成15年3月に大学憲章（全11指針）を制定し、自らの基本理念を宣言し、大学全構成員の指針としている。ここでは、世界水準の研究の遂行（憲章1）、有能な人材を社会に輩出する高度な教育の推進（憲章2）、学問の独立性と市民性（憲章4）、基礎と応用のバランスに配慮した、現実社会の要請に応える教育研究の実践（憲章6）、学問分野の相互補完性を重視し、新時代に適合する分野融合型の教育研究の推進（憲章7）を理念とすることを定めている。

また、教育研究上の基本組織として11学部を設置し、大学設置基準第2条に沿って、各学部の特性に応じた人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を各学部の学部規程に定めている。

これらの目的を達成するため、中期目標の前文に、「第一線の研究成果に基づき、研ぎ澄まされた専門性の教育を深化させるとともに、学生の「教養」と「デザイン力」と「国際性」を涵養することによって、広い視野と豊かな教養をもち、確かな社会的判断に基づいて行動することのできる研究者・社会人を育成する」ことを大学の基本的な目標として掲げている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学憲章を基本理念として掲げるとともに、大学院学則において目的を定め、研究科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育研究上の目的を各研究科規程で定めている。例えば、人間科学研究科では、「人間と人間の営む社会を科学的な視点及び方法で探究し、人間と社会に対する理解を深め、人間が人間らしく生きていける仕組みづくりに貢献できる知性と行動力を備えた人材を養成することを目的とする。」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学憲章の主旨に沿って、11学部、24学科を置いている。

- ・ 文学部（1学科：人文学科）
- ・ 人間科学部（1学科：人間科学科）
- ・ 外国語学部（1学科：外国語学科）
- ・ 法学部（2学科：法学科、国際公共政策学科）
- ・ 経済学部（1学科：経済・経営学科）
- ・ 理学部（4学科：数学科、物理学科、化学科、生物科学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2学科：薬学科、薬科学科）
- ・ 工学部（5学科：応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学科、地球総合工学科）
- ・ 基礎工学部（4学科：電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科）

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育や全学横断的な教育を責任を持って企画・推進する組織として、全学教育推進機構を設置し、学士課程から大学院課程までの教養教育の充実、各研究科等を中心とした教育プログラムによる教育改革の全学的な展開、既存の研究科・専攻の枠にとらわれない学習の機会（副専攻・高度副プログラム等）の提供、大学内の教育資源を活かした語学教育の充実、教育の質保証に向けた学習機能の強化等を図っている。

機構長は総長が大学の専任教授から指名している。同機構には専任教員が18人、各部局から推薦を受け、総長が任命する兼任教員が101人、専任職員が21人配置されている。共通教育科目の企画や開発を行うための企画開発部、共通教育科目の授業を円滑に実施するための実施調整部を置き、専任教員は企画開発部に、兼任教員は企画開発部又は実施調整部に所属している。それぞれの部長は機構長が同機構の専任又は兼任の教授の中から指名している。企画開発部には学部共通教育部門、大学院横断教育部門、言語教育部門、海外教育部門、スポーツ・健康教育部門、教育学習支援部門の6部門を設置し、実施調整部には

基礎教育部会、教養教育部会、言語教育部会の3部会を設置している。

教養教育の実施は、研究所・センターを含めた全学の協力体制により、各研究科等の教員が、実施調整部に設置されたカリキュラム委員会による審議に基づき、それぞれの専門分野に応じた授業を担当し、平成26年度は延べ1,517人の教員が実施に携わっている。

また、当該大学は、吹田、豊中、箕面の3つのキャンパスを有しており、教養教育については、豊中キャンパスで集中的に実施している。このために、3つのキャンパス間の無料連絡バスを定期的に運行している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院の目的に沿って、大学院課程は、以下の研究科が教育研究活動を行っている。

- ・ 文学研究科（修士課程1専攻：文化動態論専攻、博士前期課程2専攻：文化形態論専攻、文化表現論専攻、博士後期課程2専攻：文化形態論専攻、文化表現論専攻）
- ・ 人間科学研究科（博士前期課程2専攻：人間科学専攻、グローバル人間学専攻、博士後期課程2専攻：人間科学専攻、グローバル人間学専攻）
- ・ 法学研究科（博士前期課程1専攻：法学・政治学専攻、博士後期課程1専攻：法学・政治学専攻）
- ・ 経済学研究科（博士前期課程2専攻：経済学専攻、経営学系専攻、博士後期課程2専攻：経済学専攻、経営学系専攻）
- ・ 理学研究科（博士前期課程6専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、高分子科学専攻、宇宙地球科学専攻、博士後期課程6専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、高分子科学専攻、宇宙地球科学専攻）
- ・ 医学系研究科（修士課程1専攻：医科学専攻、博士前期課程1専攻：保健学専攻、博士後期課程1専攻：保健学専攻、博士課程1専攻：医学専攻）
- ・ 歯学研究科（博士課程1専攻：口腔科学専攻）
- ・ 薬学研究科（博士前期課程1専攻：創成薬学専攻、博士後期課程1専攻：創成薬学専攻、博士課程1専攻：医療薬学専攻）
- ・ 工学研究科（博士前期課程10専攻：生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻、環境・エネルギー工学専攻、地球総合工学専攻、ビジネスエンジニアリング専攻、博士後期課程10専攻：生命先端工学専攻、応用化学専攻、精密科学・応用物理学専攻、知能・機能創成工学専攻、機械工学専攻、マテリアル生産科学専攻、電気電子情報工学専攻、環境・エネルギー工学専攻、地球総合工学専攻、ビジネスエンジニアリング専攻）
- ・ 基礎工学研究科（博士前期課程3専攻：物質創成専攻、機能創成専攻、システム創成専攻、博士後期課程3専攻：物質創成専攻、機能創成専攻、システム創成専攻）
- ・ 言語文化研究科（博士前期課程3専攻：言語文化専攻、言語社会専攻、日本語・日本文化専攻、博士後期課程3専攻：言語文化専攻、言語社会専攻、日本語・日本文化専攻）
- ・ 国際公共政策研究科（博士前期課程2専攻：国際公共政策専攻、比較公共政策専攻、博士後期課程2専攻：国際公共政策専攻、比較公共政策専攻）
- ・ 情報科学研究科（博士前期課程7専攻：情報基礎数学専攻、情報数理学専攻、コンピュータサイエ

ンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻、バイオ情報工学専攻、博士後期課程7専攻：情報基礎数学専攻、情報数理学専攻、コンピュータサイエンス専攻、情報システム工学専攻、情報ネットワーク学専攻、マルチメディア工学専攻、バイオ情報工学専攻)

- ・ 生命機能研究科（博士課程1専攻：生命機能専攻）
- ・ 高等司法研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）
- ・ 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（博士課程1専攻：小児発達学専攻）

大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所（以下「連合小児発達学研究所」という。）は、平成21年度に設置された大阪大学を基幹校とし、金沢大学、浜松医科大学を参加校とする大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所を前身として、平成24年度に千葉大学と福井大学を参加校に加えた連合大学院である。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

5つの附置研究所、18の学内共同教育研究施設、3つの全国共同利用施設、2つの附属病院、1つの世界トップレベル研究拠点、附属図書館、全学教育推進機構を設置している。

- ・ 附置研究所：微生物病研究所、産業科学研究所、蛋白質研究所、社会経済研究所、接合科学研究所
- ・ 学内共同教育研究施設：低温センター、超高压電子顕微鏡センター、ラジオアイソトープ総合センター、環境安全研究管理センター、国際教育交流センター、生物工学国際交流センター、太陽エネルギー化学研究センター、総合学術博物館、保健センター、国際医工情報センター、コミュニケーションデザイン・センター、金融・保険教育研究センター、科学機器リノベーション・工作支援センター、グローバルコラボレーションセンター、日本語日本文化教育センター、環境イノベーションデザインセンター、ナノサイエンスデザイン教育研究センター、知的財産センター
- ・ 全国共同利用施設：核物理研究センター、サイバーメディアセンター、レーザーエネルギー学研究所
- ・ 附属病院：医学部附属病院、歯学部附属病院
- ・ 世界トップレベル研究拠点：免疫学フロンティア研究センター
- ・ 附属図書館：総合図書館、生命科学図書館、理工学図書館、外国学図書館
- ・ 全学教育推進機構

このうち、教育に関わる組織としては、学士課程の教育に深く関わっている全学教育推進機構、全学の大学院学生を主たる対象としたコミュニケーション教育及び高度教養教育を行うコミュニケーションデザイン・センター、国際性を強化し、国際社会への貢献を推進するグローバルコラボレーションセンター、国費外国人学部留学生の大学入学前予備教育等を担当する日本語日本文化教育センターがある。

さらに、国際医工情報センターでは、国際感覚に優れ、国際的に通用する医歯薬学・生命科学に精通した工学・情報科学者及び工学・情報科学に精通した医療人を養成し、金融・保険教育研究センターでは、

社会・制度的側面と数理・技術的側面の双方に精通した数理ファイナンス、金融経済学、金融工学及び保険科学分野の研究者及び実務家を養成し、特色のある大学院教育を推進している。

各附属施設、センター等は、組織的に、研究上関連する研究科・学部の協力講座として教育を担っているほか、所属する教員は教養教育を担当している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

大学全体の教育活動に係る事項は、総長、理事、副学長、学部長、研究科長、附置研究所長、附属病院長、附属図書館長、センター長等の評議員で構成される全学の教育研究評議会で審議している。

学長のリーダーシップの下で学内の意見を集約し、合意形成に基づく迅速な意思決定を目的として、教育を担当する理事を室長とする教育室が中心となって教育課程や教育方法等の企画・立案を行っている。

平成26年6月に、全学的な教育改革を推進することを目的に、教育担当理事、副学部長、副研究科長、教育推進部長等の委員で構成される教育改革推進会議が置かれ、教育改革の基本方針、全学的な大学院及び学部の教育内容及び教育方法の改善、教育の質保証に係る企画、実施及び支援等に関することを審議している。

さらに、副学長（教育を担当する理事）を委員長とし、外国語学部及び各研究科から選ばれた教授及びセンター等から選ばれた教授等を委員とする教育課程委員会、入試委員会、ファカルティ・ディベロップメント委員会並びに外国語学部及び各研究科から選ばれた教授やセンター等から選ばれた教授等を委員とし、委員長を総長が指名する学生生活委員会が置かれ、それぞれ教育課程、入試、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）、学生生活に係る事項について審議が行われる体制となっている。これらの委員会の開催頻度は、教育課程委員会及び入試委員会が年間4回、FD委員会が年間2回、学生生活委員会が年間10回となっており、学生生活委員会を除き開催回数は多くないが、教育改革推進会議が教育課程や教育方法等の企画・立案を行い審議する体制を整え、各委員会は、回数を絞り集中的に開催している。また、重要事項が生じた場合には、委員会を臨時で開催している。

教授会通則の下、各学部・研究科に教授会が設けられている。法学部、理学部、医学部、工学部、理学研究科、医学系研究科、工学研究科、言語文化研究科及び情報科学研究科では、一部の事項について代議員会で審議しているなど、学部・研究科の規模等により運営方法は異なるものの、教授会や代議員会が、原則月1回程度、若しくはそれ以上の頻度で開催されている。各教授会は、教授会通則第4条第1項に規定されている教育研究に関する重要事項「(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。(2) 学位の授与に関すること。(3) 教育課程の編成等に関すること。(4) 学生の除籍及び懲戒に関すること。

(5) 教員の人事に関すること。(6) 組織の長の選考及び解任に関すること。(7) 称号の付与に関すること。(8) 教育研究組織の再編に関すること。(9) 寄附講座、共同研究講座等の設置に関すること。(10) 諸規程の制定及び改廃に関すること。(11) 概算要求に関すること。」について、総長が決定を行うに当たり、教育研究に関する専門的な見地から意見を述べることとしているほか、総長及び部局長がつかさどるその他の教育研究に関する事項について審議し、また、総長等の求めに応じ、教育研究に関する専門的な観点から意見を述べるができることとしている。

さらに、学部・研究科においては、教務委員会等の名称で、教育の方針、教育課程、教育方法を検討す

る委員会が設置され、定例で委員会を開催し、その内容を検討している。毎月開催していない学部・研究科は見られるものの、事案により臨時開催を行う、上位の委員会等で審議を行うなど、運営に支障がないよう配慮している。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は研究科又は附置研究所、学内共同教育研究施設等に所属して教育研究活動を行うとともに、その専門性に応じて各学部において学士課程教育を担当している。また、附置研究所等は協力講座として、関係の研究科の教育に参加している。

連合小児発達学研究科では基幹大学である当該大学の責任の下で、研究科長を中心とする責任体制を構築しており、当該大学に所属する専任教員及びそれぞれの連携大学の教員から副研究科長を選任し、各大学が連携して教育研究を行っている。また、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、基礎工学研究科、国際公共政策研究科、情報科学研究科、生命機能研究科においては、教育研究の一層の充実と学生の質の向上を目的として、学外の研究機関等と協定を締結し、当該機関の研究者を招へい教授・招へい准教授とし、その研究機関の研究環境を活用しながら、大学院学生の研究指導等を行う体制をとっている。

教員組織における責任体制としては、組織規程に基づき、研究科には研究科長を置き、研究科長を補佐するため副研究科長等を置くとともに、専攻に専攻長を置き、研究科長を中心とした連携の下に教員組織の運営が行われている。学部には学部長を置き、学科には学科長を置いて、学士課程における教育上の責任の所在を明確にしている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における専任教員数は、1,823人である。専任教員一人当たりの学生数は約8.5人である。なお、学部別では次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 文学部：専任97人（うち教授53人）、非常勤17人
- ・ 人間科学部：専任97人（うち教授47人）、非常勤34人
- ・ 外国語学部：専任121人（うち教授57人）、非常勤269人
- ・ 法学部：専任92人（うち教授56人）、非常勤37人

- ・ 経済学部：専任 48 人（うち教授 23 人）、非常勤 78 人
- ・ 理学部：専任 216 人（うち教授 73 人）、非常勤 11 人
- ・ 医学部：専任 276 人（うち教授 101 人）、非常勤 154 人
- ・ 歯学部：専任 89 人（うち教授 21 人）、非常勤 152 人
- ・ 薬学部：専任 52 人（うち教授 18 人、実務家教員 4 人）、非常勤 5 人
- ・ 工学部：専任 514 人（うち教授 172 人）、非常勤 98 人
- ・ 基礎工学部：専任 221 人（うち教授 74 人）、非常勤 61 人

教養教育は、全学の協力の下、各部局の教員が担当している。

また、平成 26 年度の学部における専門教育系科目では、必修科目・選択必修科目を主要科目（原則として、教授又は准教授が授業を担当）とし、外国語学部を除いておおむね 80%以上の授業において専任の教授又は准教授を主担当教員として配置し、言語の修得に基礎訓練を必須とする外国語学部においては 51%の授業で専任の教授又は准教授を主担当教員として配置して、開講している。

外国語教育科目を除く共通教育系科目では、68%の授業において専任の教授又は准教授を主担当教員として配置し、外国語教育科目は 55%の授業において専任の教授又は准教授を主担当教員として配置し、開講している。外国語教育科目の授業の担当は非常勤講師等が 45%を担当しているがその講義内容は専任教員が責任を持って実施している。

これらの科目については、全学教育推進機構の該当する部会が責任を持って授業の内容と実施を管理している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院（専門職学位課程を除く。）の課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 13 人（うち教授 13 人）、研究指導補助教員 6 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 21 人

〔博士前期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 38 人
- ・ 人間科学研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 50 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 25 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 73 人（うち教授 73 人）、研究指導補助教員 143 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 11 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 170 人（うち教授 169 人）、研究指導補助教員 340 人
- ・ 基礎工学研究科：研究指導教員 57 人（うち教授 57 人）、研究指導補助教員 116 人
- ・ 言語文化研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 98 人
- ・ 国際公共政策研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 50 人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 38 人
- ・ 人間科学研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 50 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 22 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 25 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 73 人（うち教授 73 人）、研究指導補助教員 143 人
- ・ 医学系研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 29 人）、研究指導補助教員 36 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 169 人（うち教授 169 人）、研究指導補助教員 341 人
- ・ 基礎工学研究科：研究指導教員 57 人（うち教授 57 人）、研究指導補助教員 116 人
- ・ 言語文化研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 98 人
- ・ 国際公共政策研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 情報科学研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 30 人）、研究指導補助教員 50 人

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：研究指導教員 107 人（うち教授 107 人）、研究指導補助教員 234 人
- ・ 歯学研究科：研究指導教員 30 人（うち教授 21 人）、研究指導補助教員 57 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 8 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 生命機能研究科：研究指導教員 19 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 40 人
- ・ 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科：研究指導教員 16 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 27 人

また、専門職学位課程である高等司法研究科については、専任教員 24 人（うち教授 19 人、実務家教員 5 人）で、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用については、グローバルな視点に立った教育研究力の向上の観点から、原則、国際公募により行っており、各研究科の状況に応じて、優秀な人材を確保し、流動性を促進するために、任期制、教員の年俸制（65 歳定年制）、クロス・アポイントメント制度を導入している。

このうち、任期制適用教員数は 1,342 人で、全専任教員 3,171 人の 42% に当たる。また、定年退職前（58 歳以上）の年俸制への切替え教授は 1 人、クロス・アポイントメント制度対象教員は 41 人（平成 26 年 1 月 1 日の制度導入以来、延べ 47 人）となっている。

常勤教員の年齢別構成は 25～34 歳：12.8%、35～44 歳：36.6%、45～54 歳：29.2%、55～64 歳：20.7%、65 歳以上：0.6% である。

女性教員比率は、平成 20 年度には 10.4% であったが、平成 27 年度には 13.9% となり、徐々に増加している。女性教員の採用に関しては男女共同参画推進基本計画を策定し、平成 24～27 年度の基本計画期間中に女性教員の採用比率を 20% とすることを目標としたが、平成 25 年度に 23% となり目標を達成している。また、育児や介護で十分な研究時間が取れない研究者に対し、修士生、卒業生や在学生等を雇用し、配置する研究支援員制度を実施するとともに、3つの学内保育園及び病児・病後児保育室を設置・運営するなど、女性教員のキャリア面での支援を行っている。さらに、ダイバーシティを根幹に据えた研究型総合

大学を具体化するため、「男女共同参画推進包括的アクションプラン」を策定している。

外国人教員及び留学生の宿舎として、国際交流会館等を設置しており、また、外国人教員の来日時の宿泊施設の手配や在留資格認定証明書の交付申請、各種情報提供等を行う「大阪大学サポートオフィス」を設置して、関連する業務のサポートを一元化して対応し、利便性、効率性を高めている。外国人教員数は169人となっている。平成26年度学校基本調査結果から算出した全国の国立大学の本務教員に占める外国人教員の割合は3.6%であるのに対して、当該大学は4.2%（平成26年5月1日現在）であり、若干高い状況である。

そのほか、招へい教員や客員教員を増加させ（1,726人）、教員の多様性や流動性を高め、研究領域の拡大に対応するとともに、民間企業からの出資を活用した共同研究講座や、連携大学院や寄附講座等を通して産業界との交流を促進している。産業界との交流を促進する制度としては、企業の研究組織を大学内に誘致し、多面的な産学協働活動を展開する拠点として協働研究所制度を設けており、7企業等が協働研究所を設置するなど、企業からの研究者が学内で活動しており、活性化を図っている。大学発の新しい産学連携制度である共同研究講座・共同研究部門制度は、産学官連携の成功事例として、第12回（平成26年度）産学官連携功労者表彰～つなげるイノベーション大賞～文部科学大臣賞を受賞している。

さらに、サバティカル制度も設けており、平成26年度は20人が制度を活用している。

このほか、有望な若手教育研究者の確保及び育成を図るための「若手教育研究者を対象とした雇用継続可能地位への移行制度（テニュアトラック制度）」を実施し、平成26年度は、医学系研究科1人、薬学研究科1人、工学研究科4人の計6人が適用を受けている。

表彰制度等については、国際競争力のある教育・研究の世界的拠点となるため、卓越した業績を活かし、先導的な役割を担う教員に対して特別教授の称号を付与するとともに、その活動を支援する手当として特別教授手当を支給する制度を平成25年度に導入している。平成25年度には10人、平成26年度には3人に対して称号を付与している。

また、教育、研究、社会・国際貢献又は管理運営上の業績が特に顕著であると認められた教員を顕彰し、大学の一層の発展を期すことを目的として制定された総長顕彰、教育又は研究の業績があると認められるなど、同分野で将来活躍することが期待される若手教員を顕彰し、奨励することを目的として制定された総長奨励賞の受賞対象者を拡充し、教員のインセンティブの向上を図っている。

分野融合による教員組織の活性化の取組としては、平成24年度から、総長のリーダーシップの下、部局横断的な教育・研究を推進するため未来戦略機構を設置しており、4つの部局横断型の研究部門を設置し、研究を実施しており、活性化を図っている。

また、各部局においても、専攻を越えた研究成果の情報交換のためフォーラム、セミナーの開催、各省庁や国立研究開発法人等への出向、他大学との人材交流プログラムの実施等を行い、組織の活性化につなげている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員選考基準を制定し、教員の採用・昇任の基準としている。

学部・研究科等では同基準を基に部局の専門分野の特質に配慮し、各学部・研究科等で制定した採用（選考）基準、昇任基準等に基づき、面接、模擬授業、プレゼンテーション、講演による教授能力の評価がな

され、すべての部局で教育業績を基に教育上の指導能力を考慮した選考を行っている。また、総長が採用・昇任の決定を行うに当たり、教授会は教育研究に関する専門的な見地から、総長に意見を述べる体制としている。

教授、准教授、講師及び助教の採用、昇任に際しては、大学院課程のみの研究科では教育研究指導能力を、学士課程も併せ持つ研究科では、それに加えて面接、模擬授業を課すなど学士課程での教育上の指導能力を考慮している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成20年12月に教員業績評価基本方針を定め、教員の業績評価は、教育、研究、社会貢献（診療を含む）、管理運営の4領域について行うものとし、部局の分野特性に応じて、適宜、業績評価領域（例えば、教育研究支援等）を追加することも可能としている。新規採用者や退職者等の評価を行うことが適さない者を除き、全教員に実施している。

評価結果は、昇給候補者の推薦、総長顕彰・総長奨励賞受賞候補者の推薦、賞与（業績手当、業績変動賞与）、部局独自の研究費配分及び海外研修、サバティカル制度の付与等に活用すること等によって教員の諸活動にインセンティブが働くよう配慮することを定めている。

各部局では、教員業績評価基本方針に基づき、評価する項目・基準及び評価結果の業績手当等への反映方法等を定めた教員評価実施要項を定め、所属教員に公表している。工学研究科では、教員が教育、研究等に係る年度計画を立て、その達成状況を自己評価し、それを専攻長等の組織長が評価する方法で教員評価を実施している。

16研究科中15研究科が給与（昇給）、賞与（業績手当、業績変動賞与）等を決定する際の参考として教員評価結果を使用している。さらに、研究費配分における参考として使用されるほか、文学研究科ではサバティカル申請の審査で評価結果において「優れている」と評価された教員にはサバティカル・ポイントの加算をすることとしており、法学研究科では学内表彰への推薦や学外から依頼された委員を推薦する際の参考として、高等司法研究科では独自の表彰に活用されている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

本部事務機構に教育推進部（教育企画課、学生・キャリア支援課、入試課、学生交流推進課）を設置し、全学的な教育課程や課外活動、就職、入試業務、学務情報システムKOAN（Knowledge of Osaka-university Academic Nucleus）の管理・運用、学生の海外派遣、留学生関係業務等の修学支援業務を行うため、95人（専任職員：64人、非常勤職員：31人）の職員を配置している。

教養教育を担当する全学教育推進機構には、教務係、ガイダンス室等を設け、専任職員9人、非常勤職員4人が教養教育関連の事務を行っている。また、各学部・研究科の事務部には教務・大学院係等を置き、教務関係や厚生補導等を担当する職員（専任職員109人、非常勤職員48人）を規模に応じて配置している。

図書室、資料室、コンピュータ室、留学生相談室を設置している学部・研究科では、専門的な知識を持つ教職員を配置し、学生の支援に当たっている。さらに、科学機器リノベーション・工作支援センターを

設置し、工作機械の安全講習会、工作技術の向上を目指した技術講習会を行っている。また、理系の学部・研究科を中心に、9つの学部・研究科では機器操作・実験補助の教育支援者として104人の技術職員を配置し、学生の実習指導を行っている。理学研究科、工学研究科、産業科学研究所においては、技術職員をそれぞれ技術部として編制している。

附属図書館（総合図書館、生命科学図書館、理工学図書館及び外国学図書館）には、81人の司書資格を持つ図書館職員を含め、計96人の専任職員及び臨時職員を配置し、図書館サービスや利用者教育を行っている。

TAについては、教育指導能力を育成するJTA（ジュニア・ティーチング・アシスタント）、教育指導能力に加えて教育企画能力を育むSTA（シニア・ティーチング・アシスタント）からなるTA制度を平成24年度に導入している。STAは、JTAを経験した学生が全学的な講習を受けることによって、より高度な形で学習を補助している。平成26年度はJTAは延べ3,129人、STAは延べ274人が全学的に配置され、教育研究の補助活動を行っている。TAは、授業支援のみならず、e-learningのコンテンツ作成や、全学教育推進機構で実施するコンピューター教育でのコンピューター操作の指導等も行っている。さらに、平成27年度からは、教員の指導の下、補助的な教育業務の内容を自ら計画し、授業の進行管理を行いつつ、教育を展開することを主たる業務内容とするティーチング・フェロー（TF：延べ8人）について、試行を開始している。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 共同研究講座・共同研究部門制度は、産学官連携の成功事例として、また、産学連携の仕組みとして評価され、平成26年度産学官連携功労者表彰において文部科学大臣賞を受賞している。
- TAが、授業支援のみならず、e-learningのコンテンツ作成や、全学教育推進機構で実施するコンピューター教育でのコンピューター操作の指導等を行うなど活用されている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章の理念に基づき、「教育目標に定める人材を育成するため、高等学校等における学修を通して、確かな基礎学力及び主体的に学ぶ態度を身につけ、自らの課題を発見し探究しようとする意欲に溢れる人を受け入れます。」という学士課程で求める学生像とともに入学者選抜の基本方針を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として定めている。また、「教育目標に定める人材を育成するため、学部又は大学院（修士）の教育課程等における学修を通して、確かな基礎学力、専門分野における十分な知識及び主体的に学ぶ態度を身につけ、自ら課題を発見し探求しようとする意欲に溢れる人を受け入れます。」と大学院課程の入学者受入方針を定めている。

この学士課程及び大学院課程の入学者受入方針の下、学部・研究科ごとに固有の入学者受入方針を定めている。

また、平成27年度からは、学科、専攻等、学位授与に至る教育内容が体系的に組み立てられた学位を授与する教育課程としての学位プログラムごとに、求める学生像と入試方法を記載した入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に沿って求める学生の受入のため、多様な入学者選抜を実施している。

一般入試は、理学部、工学部、基礎工学部では前期日程のみを、それ以外の学部では前期日程と後期日程の両方の日程で実施している。

前期日程では、複数科目を課し、基礎学力を重視した選抜を行っている。理学部では、一般枠のほか特定の分野に特に優れた学生の選抜を試みる挑戦枠を設けている。

後期日程は、個別学力試験の科目数を減らす代わりに、文学部、人間科学部では小論文、外国語学部、経済学部では英語、法学部では英語と小論文、医学部（医学科）、歯学部、薬学部では小論文と面接、医学部（保健学科）では英語と面接を課している。

特別入試については、人間科学部では学部英語コース特別入試、外国語学部と医学部では帰国生徒特別入試を実施している。理学部、工学部及び基礎工学部では学部英語コース特別入試、帰国生徒特別入試を実施しているほか、国際数学オリンピック、国際物理オリンピック、国際化学オリンピック、国際生物学オリンピック、国際地学オリンピック、国際情報オリンピックに日本代表として出場し、これらの学術分野に自主的に取り組む能力と意欲のある者を対象とする、当該分野に関する高い学力を持つ学生の受入を目指す国際科学オリンピックAO入試を実施している。さらに、理学部では、科学分野で優れた自由研究

で成果を上げ、科学を楽しむ心を身に付けた学生の受入を目指す研究奨励AO入試、基礎工学部では書類選考、面接試験による推薦入試も実施している。

また、全学部で私費外国人留学生特別入試を実施している。さらに、平成27年10月から日本語研修・予備教育を開始する海外在住私費外国人留学生特別入試を採用し、実施している。

各学部の入試においては、学部の特性に応じた教育目的を定め、大学入試センター試験、面接、個別学力試験の成績等を組み合わせて合否判定をしている。

人間科学部、外国語学部、法学部、経済学部、医学部保健学科、歯学部、工学部及び基礎工学部では学士課程3年次編入学、医学部医学科では2年次編入学を実施しており、各学部においてその専門性に基づき、独自の選抜を行っている。

大学院の入学選抜においても学部と同様に、各研究科の専門性を重視して実施しており、博士前期課程では学力検査（外国語、基礎・専門科目等）と併せて口述試験又は面接、推薦書及び学業成績等により総合的に合否を判定している。博士後期課程では、学力検査（外国語及び口述試験等）又は面接、修士学位論文、推薦書及び学業成績等により総合的に合否を判定している。

一般入試以外では、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、薬学研究科、工学研究科、国際公共政策研究科及び情報科学研究科の博士前期課程、医学系研究科の修士課程及び博士前期課程、高等司法研究科で実施している学士課程3年次からの飛び級入学制度、理学研究科、基礎工学研究科、言語文化研究科、国際公共政策研究科及び情報科学研究科の博士前期課程並びに博士後期課程、医学系研究科と薬学研究科の博士後期課程及び博士課程、経済学研究科の博士後期課程、生命機能研究科では、秋期入学の選抜も行い、意欲の高い優れた学生を選抜している。また、文学研究科、人間科学研究科、法学研究科（博士後期課程）、医学系研究科（修士課程、博士前期課程及び博士後期課程）、歯学研究科、薬学研究科、基礎工学研究科、高等司法研究科では、社会人特別選抜を、また、文学研究科、理学研究科（博士前期課程）、医学系研究科（博士後期課程）、歯学研究科（博士課程）、薬学研究科、工学研究科、基礎工学研究科（博士前期課程）、言語文化研究科、国際公共政策研究科（博士前期課程）、情報科学研究科では外国学校出身者に対して留学生特別選抜を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程における入学者選抜は、入試委員会規程に基づき、教育を担当する理事を委員長とする入試委員会が、全体を統括している。

一般入試では、総長を責任者とする入試実施本部とともに、各学部に学部長を責任者とする試験場本部を設置し、試験実施中は、問題作成委員を入試実施本部に常駐させ、試験問題の最終点検及び受験生からの質問等に対応している。特別入試の実施については、教育を担当する理事の管理の下で、各学部長、研究科長が責任者となって、それぞれの学部、研究科内に体制を整備して実施している。

一般入試の問題作成は、出題担当者とは別に入試問題を点検する組織を置き、出題ミス等の防止の徹底を図っている。採点は、出題担当者が模範解答や問題ごとの詳細な採点基準を採点者に示し、公正性を確保している。

合否判定は、各学部の複数の入試担当教員で構成された判定会議において行い、総長が最終的に入学を許可するに当たり、教授会は意見を述べるができるものとしている。

平成26年度から募集を開始した海外在住私費外国人留学生特別入試については、平成26年6月に設置されたグローバルアドミッションズオフィスが中心となり、各学部と合同で入試委員会を設置し、この入

試委員会で志願者に応じて複数の関係教員からなる委員により書類審査及びテレビ会議システムを用いた面接審査を実施し、それらの結果を基に可否を総合的に判定した後、各学部教授会での検討を経て、総長に報告し、総長が入学を許可している。

一部の学部で行われる特別入試や編入学試験等についても、問題作成は、複数の担当者が相互に入試問題を点検する組織を置き、出題ミス等の防止の徹底を図るとともに、試験当日は学部長を責任者とする入試実施本部を設置し、試験監督業務及び警備業務等の統括を実施し、可否判定については、学部において組織している判定会議において行い、教授会での検討を経て、総長が入学を許可している。

大学院における入学者選抜は、各研究科において入学試験委員会等を設置し、研究科長等を中心に学部における入学者選抜に準ずる体制を整え、問題作成、入学試験実施、採点、可否判定等を実施している。合格者決定は、各研究科教授会で検討の上、総長が入学を許可している。なお、連合小児発達学研究科においては、連合5大学で構成される入試担当者会議の下で、上記と同様の対応を実施している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学の入試委員会に置かれた入試制度小委員会を中心に、入学試験制度、大学入試センター試験と個別学力検査等の関連、入学者の追跡調査をまとめた入学試験調査報告書を作成しており、入学者選抜の改善の基礎資料としている。各学部・研究科では同報告書等を基に、各学部・研究科に設置された委員会等において検証・改善が行われており、入学後の成績に関する追跡調査を行うなど検証を行っている。また、検証に基づいて、学部英語コース特別入試の実施や国際科学オリンピックAO入試の実施等、入試形態の変更が行われている。

理学部では、国際科学オリンピックAO入試、研究奨励AO入試、前期日程（一般枠及び挑戦枠）について、入学後の成績に関する統計的な追跡調査を行い、入試時の成績分布や、入学後の成績分布を検討し、次期入試改革の検討を進めた結果、研究奨励AO入試と挑戦枠入試に関する発展的な統合を行うことを決定している。

大学院においても、入学者選抜の検証は、各研究科の入試委員会等において行われており、入学定員の変更、TOEFLやTOEICの成績利用等、入学者選抜の改善に反映させている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成24年4月に改組された歯学研究科（博士課程）、薬学研究科（博士後期課程及び博士課程）については、平成24～27年度の4年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.04倍
- ・ 人間科学部：1.08倍
- ・ 人間科学部（3年次編入）：1.12倍
- ・ 外国語学部：1.07倍

- 外国語学部（3年次編入）：0.66 倍
- 法学部：1.03 倍
- 法学部（3年次編入）：0.54 倍
- 経済学部：1.07 倍
- 経済学部（3年次編入）：0.58 倍
- 理学部：1.10 倍
- 医学部：1.04 倍
- 医学部（2年次編入）：0.84 倍
- 医学部（3年次編入）：0.32 倍
- 歯学部：1.00 倍
- 薬学部：1.06 倍
- 工学部：1.05 倍
- 基礎工学部 1.03 倍

[修士課程]

- 文学研究科：0.89 倍
- 医学系研究科：1.13 倍

[博士前期課程]

- 文学研究科：0.93 倍
- 人間科学研究科：1.08 倍
- 法学研究科：1.25 倍
- 経済学研究科：1.05 倍
- 理学研究科：1.02 倍
- 医学系研究科：1.23 倍
- 薬学研究科：1.03 倍
- 工学研究科 1.06 倍
- 基礎工学研究科：1.09 倍
- 言語文化研究科 1.14 倍
- 国際公共政策研究科：1.17 倍
- 情報科学研究科：1.12 倍

[博士後期課程]

- 文学研究科：0.92 倍
- 人間科学研究科：1.04 倍
- 法学研究科：0.66 倍
- 経済学研究科：0.99 倍
- 理学研究科：0.66 倍
- 医学系研究科：0.99 倍
- 薬学研究科：1.03 倍
- 工学研究科：0.83 倍
- 基礎工学研究科：0.69 倍
- 言語文化研究科 1.23 倍

大阪大学

- ・ 国際公共政策研究科：0.70 倍
- ・ 情報科学研究科：0.91 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学系研究科：1.06 倍
- ・ 歯学研究科：0.73 倍
- ・ 薬学研究科：0.50 倍
- ・ 生命機能研究科：1.08 倍
- ・ 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科：1.07 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 高等司法研究科：1.05 倍

法学研究科（博士後期課程）、理学研究科（博士後期課程）、基礎工学研究科（博士後期課程）、薬学研究科（博士課程）については入学定員充足率が低い。これらの研究科は、その是正に向けて、キャリアパス教育の実施、大学院説明会の実施、協定を結んだ大学等とのダブル・ディグリー・プログラムの実施等、種々の取組を行っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。

5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。

5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章の理念に基づき、「学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、共通教育系科目、専門教育系科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた授業を開講します。」と学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を制定している。

さらに、各学部について、その特性に応じた教育目的を定め、目的に沿った教育課程の編成・実施方針を制定している。

また、平成27年度からは、各学部における37の学位プログラムについて、それぞれの教育目標等とその達成に向けた教育の枠組みを明らかにし、「教育目標」「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）」をまとめた「大阪大学の学位プログラム」を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の教育課程は、学部学則及び教育課程の編成・実施方針に基づき編成され、共通教育系科目と専門教育系科目からなり、共通教育系科目及び専門教育系科目の専門基礎教育科目は、全学共通教育科目として全学が協力して開設し、専門基礎教育科目を除く専門教育系科目は学部が開設し、4年ないし6年の一貫教育課程となっている。

共通教育系科目は、教養教育科目、言語・情報教育科目、基礎セミナー、健康・スポーツ教育科目が、主として第1～3セメスターに配置されている。また、専門教育系科目として、専門分野の基礎的な概念の理解を主眼においた専門基礎教育科目を楔形に配置している。医学部・歯学部・薬学部では、全学共通教育科目の一部を第5セメスター以降に配している。これらの各科目の修得単位数は、各学部の教育目的に照らして定められている。

専門基礎教育科目を除く専門教育系科目についても各学部の教育課程の編成・実施方針に従い、各領域の知識を体系的に学習できるとともに、一部科目を第1～3セメスターに配し、必修、選択必修、自由選択のバランスをとった教育課程が編成されている。専門教育系科目の修得単位数についても、各学部の教育目的に照らして定められている。

平成27年度からは、学位プログラムごとに、カリキュラム・マップ等を作成し、教育課程における授業科目の体系的性、水準、履修順序等を明確にしている。

人間科学部の学位プログラムを例にすると、おおよそ以下のとおりである。「すべての学問領域を横断的に俯瞰できるような教養科目、情報処理科目、健康・スポーツ教育科目を履修します。」とした教育課程の編成・実施方針の下、第1～3セメスターに共通教育系科目を配している。さらに、「人間を科学的に考察する必修・選択必修科目群を低学年次に配置することで、学生の知的関心を喚起し、研究分野選択の道しるべとしています。」とした教育課程の編成・実施方針の下、第1～3セメスターには人間科学概論等の専門の基礎となる科目を配している。高年次においては、「学生各自が選択した行動学科目、社会学科目、教育学科目、グローバル人間学科目の専門領域を深め」とした教育課程の編成・実施方針に沿って、第4～6セメスターに専門性を身に付けるための講義科目や演習科目とともに、少人数教育により、実践的な研究手法を学び、研究を深めることによってデザイン力と実践性を身に付けるための実習科目を配している。第7、8セメスターには専門性と学識を養成するための卒業演習・卒業研究を配している。また、「他の学科目さらには他学部科目等の履修を可能にし、多様な研究の視点を学際的に学べるよう、自由選択科目の幅を広く設定しています。」とした教育課程の編成・実施方針に沿って、学際性・国際性を身に付けるための共通科目、他学科、他学部、英語コースの科目の受講を可能としている。

文学部では学士（文学）、人間科学部では学士（人間科学）、外国語学部では学士（言語・文化）、法学部では学士（法学）、経済学部では学士（経済学）、理学部では学士（理学）、医学部では学士（医学）、学士（看護学）又は学士（保健衛生学）、歯学部では学士（歯学）、薬学部では学士（薬学）又は学士（薬科学）、工学部では学士（工学）、基礎工学部では学士（工学）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

教養、国際化、高度情報化等社会の要請に対応し、共通教育系科目では、学生の多様な志向や関心に配慮し、教養教育科目、言語・情報教育科目、基礎セミナー等において、多数の開講科目の中から選択し履修することになっている。また、関西経済界のトップリーダーが講義するリレー講義「関西は今」や、アメリカの様々な分野で活躍中の日系トップリーダーの話を、テレビ会議システムを介して配信する講義「世界は今」等、地域、社会、企業からの要請に応えるための講義を開講している。

また、特徴的な科目として、大学院学生のためのコミュニケーション能力と高度教養教育を行う「アート・アーカイブズ概論」「科学技術とコミュニケーション」「医療対人関係論」等42のコミュニケーション

デザイン科目の一部を学部学生も受講できるようにしており、平成26年度の受講状況によると、受講者のうち約34%は学部学生である。

さらに、大学院学生の高度な専門性と専門性を超えた人的ネットワークの中で専門性を発揮し得る力を兼ね備え、地球規模の諸課題に現場の視点に立って取り組むことのできるグローバル人材を育てるためのグローバルコラボレーション科目についても一部を学部学生が受講できるようにしており、平成26年度は受講者のうち約30%が学部学生である。

外国語教育科目については、大阪外国語大学との統合を活かし、第2外国語にドイツ語、中国語、スペイン語等、8か国語を設けているほか、選択外国語、国際教養2「特別外国語演習」として、ラテン語、ヒンディー語、スワヒリ語等、他大学では見られない言語科目が開講されている。

専門教育では、学生の多様なニーズに応えるため、他学部の授業科目、大学院課程の科目、インターンシップ、大学間、部局間交換留学制度により外国の大学で修得した単位等を卒業要件に認定している。

学術の発展的動向の授業への反映については、少人数ゼミナール等において日常的に行われているほか、毎年度の教育課程の改定時にも随時反映されている。

さらに、平成21年度に文部科学省「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）」に採択され、留学生に魅力的な教育を提供するとともに、日本人学生が留学生と切磋琢磨する環境の中で、国際的に活躍できる高度な人材の育成を図ることを目的に、平成22年度に学部での英語による学修コースである「インターナショナルカレッジ」を設置している。

また、外国語学部における24種類の言語と他の10学部の専門性を身に付けた240種類の人材を育てることを目指して、文系学部の学生が、外国語学部が開講する専門教育レベルの語学・文化学等に関する授業を体系的に履修すると同時に、24種類の外国語を学ぶことができる外国語学部の学生が、他の文系学部が提供する専門科目群を学ぶ多言語・多文化リテラシーと専門知識を融合した教育プログラムである「マルチリンガル・エキスパート養成プログラム」を開発し、外国語学部の学生に対して、平成27年度から実施している。

留学生に対応する体制を高度化し、また英語のみによる授業の実施を拡大することを目的として、これらのニーズへの対応に関する取組の実績に基づき、平成26年度には文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援（タイプA：トップ型）」に「GLOBAL UNIVERSITY「世界適塾」」構想が採択されている。

国による教育改革等に関する支援事業のうち、支援期間が終了したプログラムに関しては、例えば、文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択された「理数オーナープログラム ～飛躍知の苗床育成をめざして～」では、支援終了後も「オーナーセミナー（少人数制対話型ゼミ）」「自主研究」等、引き続き事業を実施している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

全学共通教育科目においては、講義のほか、少人数教育・対話型授業を取り入れており、少人数ゼミナールである基礎セミナーを約166科目開講している。基礎セミナーでは、入学当初の学生の学習意欲と創造性を刺激する現代的な様々なテーマを、教員が自由に設定しており、「21世紀の難問を総合的に考える」「大規模災害と危機管理を考える」「宇宙物質形成の起源」「裁判員裁判を考える」「出産を考える」等を開講し、大学での学習や研究における基本的態度、プレゼンテーション能力を学生が身に付けることを期待して対

話型の少人数教育によって実施されている。全学共通教育科目では半数以上が演習等の形態で実施されている。

各学部の専門教育においては、学問の特徴に応じて、フィールドワークや少人数ゼミナール、講義、演習、実験、臨床実習のバランスに配慮した教育が行われている。法学部や経済学部等においては、演習科目の割合が40～60%を占めている。理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、基礎工学部では講義の割合が高いが、選択科目に講義科目が多いことや、歯学部においては講義科目でも演習等が組み合わされて実施されていることによるものである。

平成25年度には全体的な学びによる教育の高度化を全学的に実現するために教育学習支援センターを設置しており、「主体的な学びに向けた、学生のリフレクションを促す方法」や「手軽にアクティブ・ラーニングを授業に取り入れる方法」等の教員向けの研修を実施し、各学部では、これらに基づき、リアクションペーパーの作成、プレゼンテーションやディスカッションに重点を置いた指導の実施、タブレット型端末の活用、ロールプレイを用いたコミュニケーション育成学習等を実施している。

これらのことから、一部の学部では授業形態の記載方法が実態に即していないものの、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦において、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週確保するとともに、各授業科目の授業は各学期15週にわたる期間を単位として行っている。医学部、歯学部、薬学部においては、独自の授業期間で、授業を行っている。

各学部の養成すべき人材の目標に従って、カリキュラム・マップ等を作成し、ガイダンスやクラス担任教員、指導教員、ガイダンス室での相談等により、履修指導を行うことで、適正な履修を促している。学生の履修単位数は学年によりばらつきがあり、課題があるものの、平成26年度入学生の第1 Semesterにおける平均履修単位数は27単位となっている。

平成25年度学生生活調査（回答率：学士課程15%、修士課程及び博士前期課程21%、博士後期課程及び博士課程9.6%）の結果から概算した学生の平日1日当たりの学習時間は、学部学生で授業による学習時間が4時間、予習復習時間、研究時間等を合計した授業外学習時間が3.9時間の合計7.9時間となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-2③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの記載項目を授業の目的と概要、学習目標、特記事項、各回の講義内容、授業計画、授業形態、授業外における学習、教科書・教材、参考文献、成績評価、受講生へのメッセージに統一し作成することとし、適切なシラバスの作成を促している。作成されたシラバスはウェブサイト上で閲覧できるようにしている。また、新入生には入学前にシラバスを送付し、入学時のガイダンスまでに読むよう指導している。

シラバスの入力状況については、学習目標、授業外における学習に関して教員ごとにばらつきがあり、全学統一フォーマットに沿ったシラバスの作成は十分ではない。

平成26年度の学務情報システムKOANでのシラバスへのアクセス件数は、シラバスフォーマット改定前の平成26年度におけるシラバスへのアクセス状況からすると、4月が最大で約47万件であり、9月、10月が20万件前後、年間平均で一月当たり約11万件となっており、履修登録等に利用されていることが

確認できる。

これらのことから、一部の項目について入力が十分でないものの、適切なシラバスが作成され、科目の履修等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

高等学校で生物又は物理を履修していない学生に対して、全学共通教育科目の生物と物理では、履修者と基本的には同じ内容をレベルに合わせて講義を行う複線化授業を開講している。

英語については通常の授業とは別に、実践英語力強化講座を開講しており、初級・中級・上級の区分を設け能力別に講義を行っている。

また、理学部では、生物や物理の未履修者に対して特別クラスで授業を行い、人間科学部では3年次編入生に対して、入学前に学習しておくべき事前課題を課している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学憲章の理念に基づき、「大阪大学は、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所属学部において定める専門分野に関する知識・技能並びに教養・デザイン力・国際性を身につけ、所定の単位を修得し学部規程に定める試験に合格した学生に学位を授与します。」と学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

これを受けて、各学部は、学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するかをまとめた学位授与方針を制定している。また、平成27年度からは、学科等の学位プログラムごとに学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学部学則において、成績評価の評語と評点を「S（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、F（60点未満）」と定めており、学生便覧で学生に周知が図られている。「学習目標」（到達目標）と、学習目標に対する到達度をどのように測定するかを記載した「成績評価」をシラバスに記載することとしており、シラバスはウェブサイト等に掲載し、学生に周知を図っており、これらに従い、成績評価及び単位認定を行っているが、一部の科目ではシラバスの記載は必ずし

も十分ではない。

各学部において学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に資するとともに、教育の国際化を促進することを目的として、平成26年度から全学部においてGPA（Grade Point Average）制度を導入している。

これらのことから、学習目標に対する達成度による成績評価の基準が明確になっていないが、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価は学務情報システムKOANで学生が確認できるようになっており、成績に異議がある場合には、全学教育推進機構及び各学部で異議申立てを行える制度を設けている。異議申立てにおいては、客観性を担保するため、教務係等の事務担当が窓口となり、申立てを受け付ける制度になっている。異議申立て制度については、学生便覧への記載、学務情報システムKOAN上の掲示板への掲載等により学生に周知を図っている。

成績評価分布の状況については、全学教育推進機構では、 Semesterごとに成績評価の分布表を作成し、機構内の会議において確認するとともに、科目ごとのFD研修の資料とするなど、成績評価の客観性と厳密性の向上につなげている。学部においても、平成26年度入学生からGPA制度を導入したことにより、成績評価分布図による適正な成績評価の検証、成績評価ガイドラインの作成等の導入を検討しており、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための取組を進めている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学位授与方針に基づき、卒業認定基準を定めており、学部学則、学位規程において、学位授与の要件を定めるとともに、卒業に必要な修得単位数、在学期間等を含む卒業認定基準を各学部規程等において定めており、学生便覧やガイダンス等で学生に周知を図っている。

卒業認定は、学部学則及び各学部規程に基づき、各学部の教務委員会等での検討の後、教授会等での検討を経て、学部長が認定し、総長が決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

学位授与方針に基づき、大学院課程の教育課程の編成・実施方針を「学位授与の方針に掲げる高度な知識・技能などを修得させるために、専攻分野に関する科目、大学院横断教育科目及び博士課程教育リーディングプログラム科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた高度な授業を開講するとともに優れた研究指導を行います。」と定めるとともに、研究科ごとにその特性に応じた教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、情報科学研究科では、「大阪大学のカリキュラム・ポリシーのもとに、情報科学研究科の博士

前期課程では、情報科学の学術領域を俯瞰し基礎的素養を涵養できる体系的なコースワークのために、専攻ごとの専門性を獲得するための基礎科目のほかに、周辺の重要分野を網羅した境界横断的な科目を配置しています。また、分野横断型融合科目や、産業界などの外部から講師を招いて最新の技術動向をカバーする特別講義科目、国内外の企業や研究機関へのインターンシップ科目、プロジェクト型演習科目など実践力を育てる科目を配置することによって、高度技術者・研究者としての素養が身に付くとともに、社会の多様な要請に対応した幅広い知識を修得できます。このような教養・デザイン力・国際性を涵養する情報科学技術に係わる高度な授業を開講するとともに優れた研究指導を行います。

情報科学研究科の博士後期課程では、情報科学の学術領域における高度な専門的知識を最先端の学識へと深化させる体系的なコースワークのために、最先端の科学・技術を修得できる専門科目に加え、国内外の企業や研究機関等へのインターンシップ科目などを配置し、新しい学術的価値を生み出す能力を養います。また、それを活用して新しい社会的価値を創出できる人材の育成を行います。このような教養・デザイン力・国際性を涵養する情報科学技術に係わる高度な授業を開講するとともに優れた研究指導を行います。」と定めている。

専門職学位課程である高等司法研究科においても同様に教育課程の編成・実施方針を定めている。

また、平成 27 年度からは、研究科内の専攻等の学位プログラムごとにも教育課程の編成・実施方針を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院課程の教育課程は、大学院学則及び教育課程の編成・実施方針に基づき編成されており、専攻分野に関する科目を配置するとともに、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うための科目を配置している。

各研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学位プログラムごとにカリキュラム・マップ等を作成して、教育課程における授業科目の体系的性、水準、履修順序等を明確にしている。

例えば、情報科学研究科（博士前期課程）では、「専門性を獲得するための基礎科目」として、専攻基礎科目を1、2年次に配置し、「周辺の重要分野を網羅した境界横断的な科目」として、専攻境界科目を1年次に、また、企業や研究機関へのインターンシップ科目、プロジェクト型演習科目等、実践力を育てる科目を1年次に配置している。

専門職学位課程を除く大学院課程の修了生に授与される修士又は博士の学位には、文学、人間科学、法学、経済学、応用経済学、経営学、理学、医科学、公衆衛生学、医学、看護学、保健学、歯学、薬科学、薬学、工学、言語文化学、日本語・日本文化、国際公共政策、情報科学、生命機能学、小児発達学、学術の名称を専攻分野に応じて付記している。また、専門職学位課程の修了生には法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

多彩な人材の育成という社会の要請に応えるため、主専攻の教育プログラムに加えて、学際的・俯瞰的

な視点や複眼的視野を養うための体系的なプログラムとして、自分の専攻に関連する、あるいは専攻以外の分野の内容を、主専攻に準ずるレベルで体系的に学ぶ「大学院副専攻プログラム」、専門とは異なる領域で体系的な知識を獲得するための「大学院等高度副プログラム」、1科目から履修可能なプログラムとして、社会人として必要な強さ・しなやかさ・バランス感覚を兼ね備えた知性を養うための「知のジムナスティックス（高度教養プログラム）」を実施している。

「大学院副専攻プログラム」では、金融・保険に関わる学際的分野でのスペシャリストを育成することを目標とし提供する「金融・保険」等、5つのプログラムが開講され、平成26年度は148人の大学院学生が受講している。

「大学院等高度副プログラム」では、最先端の工学・情報科学と医学・医療の双方に精通し、社会ニーズ・医療ニーズ・患者ニーズを理解した高度技術者を育成することを目的とした、「臨床医工学・情報学融合領域の人材育成教育プログラム」等、46のプログラムが提供されており、平成26年度は732人の大学院学生が受講している。

これらの「大学院副専攻プログラム」「大学院等高度副プログラム」の受講者へはアンケートを実施しており、回答数は多くないものの、約90%の学生が、プログラムの内容は期待どおりだったと回答している。

「知のジムナスティックス（高度教養プログラム）」では、①世界：グローバル化した社会の中で、自らの専門性を活かすために必要な知識やスキルの習得のための科目、②異分野：分野を超えた知の交流を実現するために必要な知識やスキルの習得のための科目、③成熟：自らの専門性を市民とともに生かすために必要な知識やスキルの習得のための科目、④タフ：異なる知の領域に触れ、驚き、学ぶことを通じて自らの専門性の意義を問い直すための科目の4つのキーワードをそれぞれの科目に付して提供されており、平成26年度は1,229人の大学院学生が受講している。

さらに、学部や研究科が開講している専門科目について、他分野の学生にとっても有益だと考えられる汎用的な専門科目を学際融合教育科目として提供するとともに、コミュニケーション教育及び高度教養教育に関する授業科目として、コミュニケーションデザイン・センターが提供するコミュニケーションデザイン科目、真の国際性を備えた人材養成のための教育に関する授業科目としてグローバルコラボレーションセンターが提供するグローバルコラボレーション科目が履修可能となっている。

社会人学生は1,219人が在籍し、社会人学生及び出産、育児、介護等の事情で学習に制約のある学生については、標準修業年限を超えて、計画的に教育課程を履修することを認める長期履修学生制度を設けており、全学で146人が利用している。

文部科学省の「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された、平成23年度「超域イノベーション博士課程プログラム」「生体統御ネットワーク医学教育プログラム」、平成24年度「インタラクティブ物質科学・カデットプログラム」「ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム」「未来共生イノベーター博士課程プログラム」の各プログラムや平成23年度「大学の世界展開力強化事業」に採択された「アジア平和＝人間の安全保障大学連合」を通じた次世代高品位政策リーダーの育成、平成24年度「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「地域・職種間連携を担うがん専門医療者養成」、平成24年度「大学間連携共同教育推進事業」に採択された「データに基づく課題解決型人材教育に関する統計教育質保証」、平成24年度「情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業」に採択された「分野・地域を越えた実践的情報教育協働ネットワーク」、平成25年度「未来医療研究人材養成拠点形成事業」【テーマA】に採択された「国際・未来医療のための人材養成拠点創生」、同【テーマB】に採択された「地域に生き世界に伸びる総合診療医養成事業～超高齢社会を切り拓くリーダー型高度医療人養成～」

平成 26 年度「課題解決型高度医療人材養成プログラム」に採択された「地域チーム医療を担う薬剤師養成プログラム」により、様々な授業を開講している。

文部科学省「国公私立大学を通じた大学教育改革の支援」事業等のうち、支援期間が終了した事業に関しては、例えば、学術研究面での人材育成として実施されたグローバルCOEプログラム「認知脳理解に基づく未来工学創成」は、未来戦略機構に「認知脳システム学研究部門」を設置し、人間指向のロボット研究を中心に認知科学や脳神経科学が融合した新しい学際領域「認知脳システム学」の確立と発展を目指し活動을続けるなど、継続的な取組を進めている。

また、研究科ごとに、学生のニーズに対応した語学教育、社会の要請等に配慮したインターンシップ教育等を授業として開講している。接合科学研究所と言語文化研究科の共同プロジェクトとして、平成 25 年度文部科学省特別経費プロジェクトに採択された「広域アジアものづくり技術・人材高度化拠点形成事業」では、広域アジア地域の大学と連携し、工学系の学生と言語文化系の学生が現地の大学の学生と一緒に、現地の日系企業でインターンシップを行うことにより、グローバルな舞台で活躍できる人材へと成長する機会を提供することを目的とする「広域アジア地域におけるインターンシップ派遣プログラム（カップリングインターンシップ）」を開始している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科では、大学院学則に基づき、教育の目的に照らして、講義、演習等、様々な形態の授業を組み合わせ合わせており、例えば、公法、私法、基礎法学、政治学等、多様な法律に関する講義を開講している法学研究科や、専攻分野に係る基礎を体系的に獲得させるために、専攻基礎科目を配置することとしている情報科学研究科では講義科目の割合が高く、実験・調査・フィールドワーク等により実践的能力を身に付けさせることとしている人間科学研究科では演習・実験・実習科目が多い。また、薬学研究科や言語文化研究科では講義科目の割合が高くなっているものの、講義の中に、少人数によるグループ討論や討論の成果発表等を組み合わせて実施している。歯学研究科ではほとんどの科目が講義となっているが、演習、実験、実習を組み合わせて実施している。

連合小児発達学研究科では、教員によるオムニバス形式の講義を遠隔講義システムにて行い、授業を欠席した学生は授業を収録した e-learning 教材により自宅等で視聴し、レポート等の提出を課している。「超域イノベーション博士課程プログラム」をはじめとしたすべての「博士課程教育リーディング・プログラム」において、ディスカッションやプレゼンテーションの能力を高めるためにアクティブ・ラーニングが取り入れられている。

また、個々の授業における学習指導については、リアクションペーパーの作成、インターンシップやフィールドワーク、ディスカッション、プレゼンテーション、グループワークを取り入れるなど、指導方法の工夫を行っている。

これらのことから、一部の研究科では授業形態の記載方法が実態に即していないものの、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週確保するとともに、各授業科目の授業は、各学期 15 週以上にわたる期間を単位として行っている。医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科及び生命機能研究科では、15 週以外の授業期間で授業を行っている授業はあるものの、1 単位当たりの授業時間数に配慮した教育課程を設定している。

また、大学院の授業は学部の授業と比較し受講人数が少ないため、教員は学生の修学状況を把握し、個別の学生の理解の程度に応じた学習方法や予習や復習における課題等の指導をしている。

さらに、「博士課程教育リーディングプログラム」等によって、国内外の講師を招いた授業や研究内容に関連ある講演会、セミナーが多数開催されており、指導教員がこれらへの参加を勧めることによって、自主的な学習を促している。

平成 25 年度学生生活調査（回答率：修士課程及び博士前期課程 21%、博士後期課程及び博士課程 9.6%）により概算した学生の平日 1 日当たりの学習時間は、大学院学生では、授業による学習時間が 1.8 時間、予習復習時間、研究時間を合計した授業外学習時間が 9.3 時間の合計 11.1 時間となっている。

なお、専門職学位課程である高等司法研究科では、履修単位数の上限を設定しており、1 年次 40 単位、2 年次 36 単位、3 年次 40 単位である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学部と同様に、平成 26 年度にシラバスフォーマットを改定し、平成 27 年度から新フォーマットによるシラバスの作成を行っている。シラバスは授業目的、学習目標、講義内容、各回の授業計画、授業外学習、教科書、参考文献、成績評価方法等記載し、ウェブサイト上で閲覧できるようにしている。

シラバスの入力状況については、授業計画、学習目標、授業外における学習に関して教員ごとにはばらつきがあり、全学統一フォーマットに沿ったシラバスの作成は十分ではない。

これらのことから、一部の項目について入力が十分でないものの、適切なシラバスが作成され、科目の履修等に利用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

大学院設置基準第 14 条特例により、昼夜開講を実施する研究科では、特に社会人大学院学生に配慮し、夜間や土日に講義、研究指導を行っている。また、情報ネットワークを利用した研究指導、中之島センター等のサテライトキャンパスでの授業等、各研究科の特性に応じて実施している。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

指導教員と研究指導については、大学院学則と各研究科規程に定めている。

学位論文の指導体制のために、各研究科では学生が作成する研究計画書を考慮し、計画的に研究指導を実施するとともに、毎年、研究概要等の成果を提出させるとともに、それらを基に教員により評価・指導が行われている。

研究科では1人又は複数の指導教員により、それぞれの研究科の目的と特徴に応じた研究テーマの指導を行っている。さらには、研究テーマの見直しの体制も整えている。

研究テーマ決定は、研究科により多少は異なるが、主に、学生の希望を重視しながら、指導教員と学生との面談で決定し、指導教員が承認の上、教授会に報告するというプロセスで行っている。

研究倫理に関する指導に関しては、平成25年度に全学の学士課程4年次生及び大学院課程1年次生を対象とした「研究公正セミナー」を開催し、研究者としての心構え、行動規範について講演を行っている。また、学士課程新入生に、学術的な文章作成のための手引である「阪大生のためのアカデミック・ライティング入門」を、指導教員には「「阪大生のためのアカデミック・ライティング入門」ライティング指導教員マニュアル」を配布しており、学士課程初年次から、研究倫理に関する指導を行っている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学憲章の理念に基づき、大学院課程の学位授与方針を定めている。また、研究科ごとにその特性に応じた教育目的を定め、目的に沿った学位授与方針を制定している。

また、平成27年度からは、専攻等の学位プログラムごとに学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準、修了要件は、大学院学則、各研究科規程に記されており、学生に配布される学生便覧に抜粋され、ガイダンス等でも説明されている。科目ごとの成績評価・単位認定基準は、学士課程と同様に学習目標（到達目標）と、学習目標に対する到達度をどのように測定するかを記載した成績評価がシラバスに明示されており、シラバスに記載した成績評価に基づき、試験、レポート、発表、講義の出席状況等により成績評価と単位認定を行っているが、一部の科目ではシラバスの記載は必ずしも十分ではない。シラバスは学務情報システムKOANによって、ウェブサイト上に掲載し、学生に周知を図っている。

これらのことから、学習目標に対する達成度による成績評価の基準が明確になっていないが、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

学生から成績に対して疑義があれば、教務担当事務部門を窓口として、異議申立て制度による対応を実施しており、成績評価等の客観性、厳格性を担保している。

研究科においては、成績評価分布の確認を行う、S、A、B、Cの割合について目安を定めるなど、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための取組を進めている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。
また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科において、学位授与方針に従って、学位論文の評価基準を各分野に応じて定めており、学生便覧、ガイダンス等、ウェブサイトへの掲載等により学生に周知を図っている。例えば、文学研究科では、「独創性」、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念といった「創造性・新規性」、人類の「知」の地平を拡大させるような貢献といった「有用性・社会的価値」、研究の背景や目的、先行研究ないし関連研究の状況、研究内容の意義、結論等が適切な章立てにより作成されることといった「適切性・論理性」等の評価基準を設けている。

学位論文の審査体制については、学位規程で定められており、各研究科では、それに沿って、審査体制を整備している。例えば、理学研究科では、修士・博士学位論文審査委員会委員の主査及び副査に関する申合せが規定されている。

論文審査においては、論文審査委員名の公表、学外審査委員の登用を行うほか、公開での論文発表会を実施するなど、審査の透明性を確保している。

研究倫理の観点から、論文審査では剽窃チェックツールを導入している。

修了認定基準は大学院学則及び研究科規程に定められており、学生便覧等により周知を図り、各研究科の教務委員会等での検討を経て、認定がなされている。例えば、理学研究科では、博士（修士）論文の審査及び博士（修士）最終試験の基準が平成21年10月に制定されている。

専門職学位課程である高等司法研究科についても、規程で修了認定基準を定めており、学生ハンドブックやウェブサイトによって学生に周知を図り、修了認定を実施している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「大学院副専攻プログラム」「大学院等高度副プログラム」「知のジムナスティックス（高度教養プログラム）」により学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野の養成を図った大学院課程教育を行っている。
- 文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「超域イノベーション博士課程プログラム」等5件、さらに「大学の世界展開力強化事業」等の支援事業に7件が採択され、各教育プログラムが開設され、様々な授業を開講している。
- 文部科学省「理数学生応援プロジェクト」に採択された「理数オーナープログラム ～飛躍知の苗床育成をめざして～」やグローバルCOEプログラムに採択された「認知脳理解に基づく未来工学創成」は、支援期間終了後も継続的な取組が行われている。

【更なる向上が期待される点】

- 学位プログラムごとに、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針を定め公表することにより、教育課程の更なる体系化を進めている。
- 平成 26 年度文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に「GLOBAL UNIVERSITY「世界適塾」」が採択され、留学生に対応する体制の高度化に取り組むとともに、英語のみによる授業の実施拡大等に向けた活動が行われている。

【改善を要する点】

- 全学統一フォーマットのシラバスの作成が進んでいるが、一部の項目については入力ที่ไม่十分である。
- 学習目標に対する達成度による成績評価の基準が明確になっていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程における標準修業年限内卒業率は、平成22～26年度の5年間の平均で、文学部は76.9%、人間科学部は77.8%、外国語学部は37.3%（ただし、平成23～26年度の4年間の平均）、法学部は77.2%、経済学部は76.6%、理学部は79.8%、医学部医学科は79.1%、医学部保健学科は85.3%、歯学部は61.7%、薬学部薬学科は92.2%、薬学部薬科学科は90.6%、工学部は80.2%、基礎工学部は74.7%となっており、歯学部、多くの学生が休学し留学を経験する外国語学部を除き、おおむね80%程度である。外国語学部、歯学部においても「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、過去5年間の平均で外国語学部は83.2%、歯学部は86.5%であり、80%以上になっている。平成22～26年度の修士課程及び博士前期課程における標準修業年限内修了率は、文学研究科の修士課程は66.5%、博士前期課程は72.9%、人間科学研究科は75.3%、法学研究科は82.2%、経済学研究科は73.8%、理学研究科は85.0%、医学系研究科の修士課程は92.9%、博士前期課程は94.1%、薬学研究科は91.1%（ただし、平成23～26年度の4年間の平均）、工学研究科は91.0%、基礎工学研究科は92.9%、言語文化研究科は66.3%、国際公共政策研究科は78.4%、情報科学研究科92.3%であり、文学研究科、経済学研究科、言語文化研究科を除き、おおむね80%程度又はそれ以上となっている。文学研究科、経済学研究科、言語文化研究科においても、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、過去5年間の平均で、文学研究科の修士課程は75.7%、博士前期課程は85.0%、経済学研究科は82.8%、言語文化研究科は87.0%であり、80%程度になっている。博士課程においては、分野ごとに数値にばらつきはあるものの、平成22～26年度の5年間の平均値は、各大学院における「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果（平成23年度、文部科学省平成25年8月公表）の分野ごとの標準修業年限内修了率と同等、若しくはそれよりも高い修了率となっている。例えば、人文学分野において上記調査結果では標準修業年限内修了率が10.9%であるのに対し、当該大学の平成22～26年度の平均値は約20%となっている。法科大学院である高等司法研究科においては、法学未修者は58.7%、既修者は84.4%であり、法学未修者において標準修業年限内修了率が低いものの、法学未修者の「標準修業年限×1.5」年内修了率は82.9%となっている。

平成22～26年度の5年間の平均退学率（退学者数／在籍者数）は、学士課程においては大学全体で約1%であり、低い数値となっている。大学院課程の退学率は、修士課程及び博士前期課程で1.9%、博士後期課程で11.4%、博士課程では8.5%、専門職学位課程では4.8%となっている。学士課程と比較すると相対的に高いものの、退学者の多くは就職や、単位修得満期退学が理由となっている。

平成22～26年度の5年間の平均休学率（休学者／在籍者数）は、学士課程においては大学全体で5.8%、

大学院課程では6.8%（修士課程及び博士前期課程4.4%、博士後期課程13.1%、博士課程4.8%、専門職学位課程7.6%）となっている。平成26年度の学校基本調査結果から算出した国立大学全体の休学率は学士課程で2.0%、大学院課程で5.7%となっており、比較すると学士課程では当該大学の休学率が高くなっているが、これは外国語学部において、留学による休学者が多いためである。

また、資格の取得状況を見ると、多様な資格が取得されており、特に、教育職員免許状は外国語学部、医師免許は医学部医学科、看護師・保健師は医学部保健学科、薬剤師は薬学部、歯科医師は歯学部等、学部・研究科の教育内容に対応した資格取得がなされている。

平成22～26年度の5年間ににおける国家試験の平均合格率は、医師国家試験は90.5%、歯科医師国家試験85.2%、薬剤師国家試験は65.5%、看護師国家試験は98.3%、診療放射線技師国家試験は83.3%、臨床検査技師国家試験は89.1%、保健師国家試験は98.2%、助産師国家試験は100%となっている。司法試験については、平成22～26年度の5年間の平均合格率は、37.1%となっている。

さらに、多くの研究科において学生が執筆に関わった論文が学術雑誌に掲載されており平成26年度は合計2,902本が掲載されている。学会賞等の学生の受賞件数は平成22～26年度の平均が年間600件以上となっている。

これらのことから、学習成果が上がっているが、歯学部における標準修業年限内卒業率は低いと判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）時の学生アンケートを実施し、満足度や学習目標に対する到達度を確認している。平成26年度卒業生・修了生アンケート（回答率：学士課程67%、修士課程及び博士前期課程61%、博士後期課程及び博士課程62%）では、満足度について、6段階評価（1：まったく満足していない～6：とても満足している）が行われ、集計結果によると、学問的経験全般についての満足度は、学部学生で4.7、修士課程及び博士前期課程学生で5.0、博士後期課程及び博士課程学生で5.1となっている。同様に、学習目標に対する知識・能力の保有度について、6段階評価（1：ほとんどない～6：優れている）が行われ、集計結果によると、学部学生ではおおむね4以上、大学院学生ではすべての項目で4以上となっている。一方、その他の知識・能力の保有度のうち外国語能力については、外国語学部の平均値は4.52であるが、それ以外の各学部の平均値は2.69～3.34であり、否定的な回答の割合が高くなっている。また、学部学生では、リーダーシップは3.39、国際的視点で理解する能力は3.43となっている。

また、平成27年度入学生から、入学時にもアンケートを実施しており、入学時、在学中、卒業時の各段階において、調査を行い、学習成果を比較確認する取組を開始している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成22～26年度の5年間の卒業後の進路の状況は、学士課程に関しては、大学院進学者が最も多く、大学全体では平成24～26年度の3年間では約50%弱である。大学院課程については、修士課程及び博士前期課程では就職者が多く平成24～26年度の3年間では、75%前後となっている。その他、修士課程及び博士前期課程の博士後期課程進学者は約16～17%となっている。

平成26年度学校基本調査結果から算出した進学率の平均は、学士課程では人文科学5.1%、社会科学2.9%、理学42.2%、工学36.2%、保健5.0%であり、修士課程では人文科学19.0%、社会科学9.3%、理学17.9%、工学6.0%、保健16.8%であるが、当該大学における進学率は、平成26年度では文学部22.9%、

人間科学部 17.5%、外国語学部 6.9%、法学部 17.8%、経済学部 8.8%、理学部 84.4%、医学部保健学科 42.3%、薬学部 63.2%、工学部 87.5%、基礎工学部 84.7%となっている。

また、就職率（就職希望者に占める就職者の割合）は、学士課程ではおおむね 90%以上となっている。修士課程及び博士前期課程、博士後期課程、博士課程における就職率は、一部ではやや低い研究科が見られるものの、おおむね 90%以上となっている。博士後期課程では、就職者のうち、約 70%以上が科学技術者、大学教員等となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 26 年度に、未来戦略機構戦略企画室、卒業生室及び教育推進部が中心となり、卒業（修了）後 10 年以内の者を対象に当該大学の学習目標に対する達成度について、ウェブサイト上でアンケートを実施したところ、卒業生 889 人、修士課程及び博士前期課程修了生 768 人、博士後期課程及び博士課程修了生 401 人及び専門職学位課程修了生 61 人から回答を得ている。

知識の習得、思考力、問題解決力、異文化理解力等 11～12 項目等についてのアンケートの回答に基づき、学習目標に対する知識・能力の保有度について、6 段階評価（1：ほとんどない～6：優れている）を集計した結果によると、卒業生ではおおむね 4 以上、修了生ではすべての項目で 4 以上となっている。また、「あなたが大阪大学で身に付けたことは、現在のあなたの仕事や生活にどの程度役立っていますか。」という質問項目について、約 90%の卒業生が肯定的な回答をしている。

また、就職先等の関係者からの意見聴取については、当該大学で就職説明会を実施している企業に対して、当該大学の卒業（修了）生のイメージについてアンケートを実施している。アンケート結果によると、卒業（修了）生のイメージは 6 段階評価による平均値が、「分析的・批判的思考力」4.91、「問題解決のために知識を活用できる」4.91、「解決の道筋を立てることができる」4.90、「物事の本質を見極めることができる」4.85 となっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 学士課程の一つの学部において、標準修業年限内卒業率が低い。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、吹田キャンパス、豊中キャンパス、箕面キャンパスの3つの主要キャンパスを有し、その校地面積は吹田キャンパスが143,057㎡、豊中キャンパスが102,824㎡、箕面キャンパスが44,660㎡である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計581,603㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

いずれのキャンパスにおいても十分な研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理教育、語学教育のための設備等が整備され、講義、セミナー、自主学習、研究等に活用されている。また、運動場、体育館等の体育施設が3地区にそれぞれ備わっており、体育教育や学生の課外活動に活用されている。

大学憲章、21世紀ドリームプラン、中期目標・中期計画等のアカデミックプランを、施設整備の面から実現することを目指して、「キャンパスマスタープラン」を策定している。平成17年3月に施設マネジメント委員会が策定し、大阪外国語大学との統合に伴って、平成21年3月に箕面キャンパスについても策定し、さらに平成24年4月に部分改訂している。この「キャンパスマスタープラン部分改訂版」では、特に、共用施設、共用空間等キャンパスコモンに関する計画・デザインの方針が提示され、このプランに沿って、各キャンパスが整備され、バリアフリー化や耐震改修計画、安全で快適な交通対策を含め、合理的な利用や効果的な維持管理のための方策が練られている。

施設・設備のバリアフリー化は、平成22年10月に策定した「バリアフリーとサインのフレームワークプラン」に基づき、屋外通路の段差解消等の整備を進めている。

また、旧耐震基準の建物については、年次計画に基づき、早期の耐震化完了を目指し順次改修を実施するなどしており、耐震性のある建物は全体の95.2%である。

安全・防犯面については、各キャンパスの主要個所やスポーツ活動を行う施設に合計80台のAEDを設置しているほか、平成23年度には夜間の防犯性の向上を図るため、各キャンパスに合計76基の外灯を新たに設置し、その後も増設している。また、教職員や学生等の構成員が安全な環境で教育研究に従事できるよう、安全管理の推進として、各部署における自主的な管理を推進し、その管理状況を安全衛生管理部がチェックするという定期巡視システムを構築している。

各部署における施設の整備に関しては、施設部キャラバン隊が各部署を回って要望を収集している。また、施設の維持管理を将来にわたって計画的かつ持続的に大学の責任で実行していくために必要となる財源確保の方策として、平成24年度に他の国立大学法人に先立ち策定した施設老朽化対策を平成25年度より導入し、要望事業のヒアリング・現地調査を行った後、老朽化対策工事評価基準に基づき、実施の優先

順位付けを行い、緊急性・必要性の高い建物の改修・建築設備の更新等を実施している。

さらに、3つのキャンパス間の移動のため、無料のスクールバスを運行し、学生・教職員に便宜を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

ICT環境は、情報化統括責任者（情報担当理事・副学長）の統括のもと、情報推進本部とサイバーメディアセンターが連携し整備・運用を行っている。情報推進本部所属教員（教授、講師、助教各1人）がサイバーメディアセンターに全学支援企画部門として兼任し、整備・運用に関する支援を行い、また、サイバーメディアセンター長が情報推進本部協議会に参画している。

大学全体の教育研究基盤の強化充実の方針の下に、各キャンパス間を結ぶ高速・高セキュリティのネットワーク網を完備している。情報教育等の実施のための各種施設、設備も整備しており、授業や自主学習に利用されている。

具体的には、総合情報通信システムODINS（Osaka Daigaku Information Network System）が構築されており、サイバーメディアセンター全学支援会議管理下のODINS運用部会により、その適正な運用及びセキュリティの維持が図られ、インターネット接続、キャンパスLAN管理、セキュリティ、その他のサービス（学内LAN利用及び接続等のコンサルティング、全学無線LANサービス）が学内に提供されている。無線LANサービスについては、平成27年4月現在、各学部・研究科、全学教育推進機構、サイバーメディアセンター、附属図書館、学生食堂等にアクセスポイントを設置し、学生・教職員の利便性向上を図っている。

ICT環境としては、学生の教育研究における利用のために、サイバーメディアセンター、附属図書館や学部等に情報教育システム端末（吹田キャンパス214台、豊中キャンパス414台）、言語教育システム端末（吹田キャンパス18台、豊中キャンパス360台、箕面キャンパス40台）を整備し、これらを利用して電子メール作成からデータベースの活用方法等の情報教育や様々な語学教材を利用した授業を実施している。外国語学部のある箕面キャンパスにおいては、その特性に応じたシステムとして箕面教育システムを整備し運用している。133台配置している各システム端末については授業で利用されるとともに、授業で利用されない時間は、学生に開放している。

さらに、全学で利用できる授業支援システムとしてCLE（Collaboration and Learning Environment）を運用し、講義映像収録配信システムも全学教育推進機構の12教室をはじめとして学内20教室で運用されている。

情報セキュリティに関しては、最高情報セキュリティ責任者（情報担当理事・副学長）の統括のもと、情報推進本部において維持・向上を図っている。ODINS運用部会は、サイバーメディアセンターと情報推進部及び、各部局の部局ネットワーク担当で構成され、セキュリティの強化、各種ワーキンググループやプロジェクトのほか、不正アクセス防止等、ODINSの適正な運用管理を維持し、セキュリティインシデント緊急対応チームとしての役割も担っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は、学部・研究科等の教育研究組織の配置に対応して、豊中キャンパスに総合図書館、吹田キャンパスに生命科学図書館、理工学図書館、箕面キャンパスに外国学図書館が設置され、図書館委員会により管理運営されている。

附属図書館の座席数は3,379席、蔵書は図書396万6千冊、学術雑誌74,895タイトル、視聴覚資料6,691点であり、契約している電子ジャーナルは16,236タイトルとなっている。

当該大学の源流の一つとされる学問所「懐徳堂」で活用されていた資料約5万点をはじめとする貴重資料については、一部、電子化し、ウェブサイト上で公開している。電子化していない貴重資料については、一覧をウェブサイト上で公表している。

図書館の利用に当たっては、利用者の利便性を考慮し、ウェブサイトを利用した貸出予約、貸出予約状況照会、図書や文献の取り寄せのサービスを行っているほか、利用講習会、データベース講習会等の利用者教育の実施により有効活用を図っている。

図書館の開館時間は、総合図書館においては、授業期間は平日8時から22時、土日10時から19時、休業期間は平日9時から19時、土日10時から17時となっている。他の図書館においても、学生の自習時間等に配慮して開館時間を設定している。図書の選定は、図書の種類によって異なるが、選書ワーキンググループ、教員による選書等に基づき、各館の運営委員会の下に設置された図書の選定小委員会において行っている。また、学生が直接書店の店頭やウェブサイト上で蔵書を選ぶ「学生選書」や、ラーニング・コモンズで学習支援を行っている図書館TAによる選書等の実施により、利用者のニーズを蔵書に反映させている。

平成26年度における図書館の学生入館者数は119万6千人、学生への貸出冊数は33万1千冊である。また、電子ジャーナルについては、平成26年度のアクセス数は486万件となっている。

利用者の満足度については、附属図書館利用者アンケートを実施している。平成24年度のアンケート結果によると、利用者の期待するレベルは高いものの、利用者の求めるレベルを満たしており、また、前回調査（平成22年度）と比較すると、全項目において、利用者の評価が高くなっている。開館時間延長の要望については、総合図書館において、試験期間の24時間開館を開始するなど、学生のニーズに応じている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主学習の環境として、全学で整備しているものに、附属図書館、ステューデント・コモンズ（全学教育推進機構）、情報教育システム、言語教育システム（サイバーメディアセンター）がある。

附属図書館には、グループ学習室、自習室、AV機器や視聴覚ブース等を設置して、資料を自由に利用できる環境を整えて、学生の自主学習を支援している。また、時間外の学習を支援するため自由な発想で学習発表・課外学習を深めていくことのできる総合的学習スペースであるラーニング・コモンズを総合図書館に187席、理工学図書館に237席、生命科学図書館に54席、外国学図書館に31席設置し、図書館TAを配置して学生の主体的な学びを支援している。また、総合図書館には多言語・異文化理解のため共同学習スペースであるグローバル・コモンズを130席設置して、図書館TAによる多言語学習のイベントを実施している。

さらに、平成26年度には総合図書館ではラーニング・コモンズを拡張し、平成27年4月には理工学図書館ではプレゼンテーションエリア等を備えた新たなアクティブ・ラーニングスペースを拡充し、外国学図書館ではDVDや衛星放送を利用したグループ学習が可能なAVコモンズ20席を開設している。

全学教育推進機構では、学生同士あるいは学生と教職員との対話、学生・教職員企画のイベント、留学生との交流、その他様々なイベントに利用するスペースであるステューデント・コモンズを整備している。

また、教員は電子メールやウェブサイトを利用した授業支援システムであるCLEも利用して学生からの質問に対応している。

学生の主体的な学習を促すために、図書館では開館時間を延長するなど取組を進めているほか、総合図書館では試験期間の24時間開館を実施している。

各学部、研究科にも学生自習室等2,347席、コンピュータ室1,190席が整備されており、セミナー室等3,974席も自主学習の場として開放している。

また、CLEや学務情報システムKOAN等により、講義情報の取得、課題の提出、講義の視聴等をウェブサイト上で可能とし、自主的学習環境を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程では、学部ごとに新入生ガイダンス（学部別履修指導）を実施し、履修指導を行うほか、履修登録時には専任のスタッフが履修登録のサポートを行い新入生全員が不備なく登録できるようにしている。また、ウェブサイト上で、新入生向けの履修ガイダンスビデオを公開し、新入生の履修の支援を行っている。

さらに、全学ではガイダンス室を設け、履修内容、手続き及び学習に関する相談を受け付けている。また、ガイダンスには大学院学生がラーニングアドバイザーとして待機し、相談を受ける体制をとっている。

それ以外に、各学部では教育課程に合わせて、専門科目の履修、ゼミナール、研究室配属等の際にガイダンスを実施しているほか、高年次においてガイダンスを実施していない学部は、指導教員が履修指導を行う体制をとるなど、指導教員による助言を組み合わせ、履修指導を行っている。

また、新入生のうち希望者を対象として、教職課程ガイダンスを行っており、教職課程担当教員、担当事務職員が出席し、教職課程を説明するとともに質問を受け付けている。

大学院課程でも全研究科で新入生ガイダンスやオリエンテーションにより履修指導を行っている。

これらのことから、授業科目や履修分野の選択等の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学部学生に関しては入学時から第3 Semesterまで学科を単位として、30人から50人程度を1クラスとするクラス編成を行い、学部の専任教員をクラス担任として配置している。

学部の教養教育を担当する全学教育推進機構では、全学教育推進機構専任教員と学士課程1年次のクラス代表によるクラス代表懇談会を実施し、授業・教育課程や学習環境等について、教員と学生が話し合いを行い、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。

学部の専門教育と大学院学生については、各学部・研究科で学生相談室が設置されており、学習相談をはじめとした学生相談を教員が中心となって行っている。

また、指導教員等が学習相談、助言、支援に努めており、それらの相談、指導に関し、各学部・研究科でオフィスアワーを設けており、ウェブサイト等に掲載して学生に周知を図っている。オフィスアワーを設けていない学部・研究科は、教員のメールアドレスをシラバスや研究者総覧に掲載するなどし、随時、相談を受け入れている。

さらに、総合的学習スペースであるラーニング・コモンズ、グローバル・コモンズ、ステューデント・コモンズではTAを配置し学習相談を行っている。

留学生に対しては、各学部・研究科に留学生相談室等を設置し、学習支援を実施している。また、全学組織として国際教育交流センターを設置しており、各キャンパスにアドバイス担当スタッフとして、合計で教員3人、職員6人を配置し、支援を行っている。

さらに、留学生に対する学習支援として、日本人学生が1対1で支援・助言等を行うチューター制度を設けている。留学生は2,094人(学部627人、大学院1,467人)在籍しており、平成26年度には799人にチューターが措置されている。

より質の高い学生支援提供のため、平成25年度に、従来の「学生支援ステーション」を改組し、障害学生支援のためのジェネラルマネージャーとコーディネーターを新たに配置した「キャンパスライフ支援センター」を設置している。障害を有する学生は55人(平成26年5月1日現在)が在籍し、キャンパスライフ支援センター障害学生支援ユニットにより、期末試験時間の延長等の調整、代筆(ノートテイカー)、対面朗読・点字点訳等のサービスを提供している。特に、近年増加傾向にある発達障害傾向を有する学生への支援に力を入れている。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由な学生からの相談支援件数は、平成26年度は約1,600件と、平成23年度と比べると約4倍近くになっており、発達障害に関する相談支援件数も、平成23年度には約200件であったものが平成26年度には約1,400件と、約7倍に増加している。発達障害傾向を有する学生への支援については、本人の現状と困りごとを聴き取り、例えば、授業中の発表方法や試験欠席に関して、レポート課題への代替措置等、可能な範囲での配慮を授業担当教員に提案するなどの修学上の支援・調整を行っている。さらに、定期的な面談を通して、問題や状態悪化への早期対応を行っている。また、二次障害としてうつ状態になったり、心身状態のバランスを崩したりする学生や、授業中や学内で問題行動を起こす学生に対し、保健センターや学生相談室、所属学部の担任、なんでも相談室、教務係等の教職員と連携し、課題解決の方策を探るために各種の連絡調整を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

クラブ、サークル等、学生の課外活動に対し、各学部の教員等30人で構成される学生生活委員会が支援に当たっている。

クラブ、サークル等の団体のうち、公認団体は、学生生活委員会で公認され、体育会及び文化会を組織し、体育会の会長は総長、文化会の顧問は学生生活委員会委員長が務め、教員がそれぞれの会を構成するクラブ、サークルの顧問として参加することで、これらの活動を支援している。

財政・設備面でも、平成26年度には、サークル個別援助費として500万円、課外活動行事援助費として約370万円、高額経費援助費として1,000万円を措置するとともに、PFI事業により新設、運営されている学生交流棟等の建物も整備し、サークル活動の場としている。また、近年、課外活動施設面の充実に

力を入れ、各施設の改修等を行っている。

さらに、課外活動総長賞という課外活動表彰制度を設けて、クラブ、サークル等の課外活動の振興を図っている。平成26年度については、優秀賞2件（副賞30万円）、特別賞7件（副賞20万円）の表彰をしており、副賞総額200万円を支給している。また、学部学生に対して、課外研究奨励事業（総額800万円＝上限100万円／件×8件程度）を実施し、平成27年度からは、より多くの学生の自主研究を支援するために、事業形態を変更し、自主研究奨励事業（総額1,500万円（20万円×70件、事業運営費100万円））を設け、正課以外の自主的な研究を支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生生活委員会を設置し、学生支援に関して審議を行っている。学生生活委員会は学部・研究科等から選ばれた委員で構成されており、各部局の意見を汲み上げる体制となっている。学生支援の計画、実施等については、キャンパスライフ支援センターを設置しており、センターの管理運営に関する重要事項を審議する運営委員会は、学生生活委員長や学部・研究科から選ばれた委員で構成されており、連携をとる体制となっている。

学生生活委員会が4年ごとに学生生活調査を実施し、学生のニーズ把握、調査結果に基づく検討を行っている。また、近年、学生生活のニーズや相談内容は極めて多様化しており、全学に複数の目的別、キャンパス別の相談窓口を設け、教員、専門家のみならず、臨床心理学を専攻している大学院学生を非常勤職員として雇用し、学生のニーズ把握のための窓口体制を構築している。しかしながら、平成25年度学生生活調査によると、各相談室の学生の認知状況は高くなく、学部学生では30%、大学院学生では25%の学生が「いずれも知らない」と回答している。

学生支援の計画、実施等を行うキャンパスライフ支援センターは、「障害学生支援ユニット」「学生生活支援ユニット」「キャリア支援ユニット」の3つのユニットで構成され、各ユニットは、独自の活動をしつつ、共通する問題に関しては相互に連携して対応するとともに、保健センター等の関連部局から兼任教員を配置し、支援体制を構築している。平成26年度の相談件数の実績は、障害学生支援ユニットが3,086件、学生生活支援ユニットが204件、キャリア支援ユニット1,902件となっている。また、各部局に設置されている学生相談窓口等と連携を強化し、各部局等におけるなんでも相談室、学生相談室、学生支援室等において学生支援に関わる教員・事務職員等（フロントスタッフ）によるミーティングを年2回開催し、相互の情報共有を行っている。

障害等を有する学生の支援については、合理的配慮に基づき、修学支援をはじめ、学内での移動介助、食事介助等についても支援を行っている。また、障害等を有する学生のキャリア支援に関してもガイダンスを開催している。学生生活支援ユニットは、学業、進路、人間関係の悩みのほか、カルト団体、消費者トラブル、サークル活動や経済上の問題等、学生生活上の様々な問題について、臨床心理学を専攻している大学院学生が学生生活相談員として相談に応じている。キャリア支援ユニットは、就職相談員、CDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）が、就職活動に関する悩み、就職活動の進め方、エントリーシート・履歴書の記入方法、面接の受け方等について対応している。平成26年度からは、相談時間のウェブ予約システム、キャリアサポーター（学生のニーズ把握とピアサポートのための学生組織）を導入

するとともに、相談員の定例会議を開催し、相談体制の改善と強化に向けた協議を行っている。また、定期的に、Station Café というイベントを実施し、様々な学生が交流できる機会や場を提供するだけでなく、キャンパスライフ支援センターの存在や活動内容を広報し、学生が気軽に同センターを利用できるきっかけづくりを行っている。

健康相談については、保健センターが実施しており、14人の常勤医師が、心身両面の診察、健康診断、学生相談等の業務を担当している。平成26年度の各学部・研究科における学生の健康診断受検率は学士課程72.0～98.7%、大学院課程35.6～98.1%となっている。平成26年度の診療、健康面についての相談・助言に関して、学生受診件数は2,436件となっている。診察においては女子学生や女性教職員に配慮した女性外来も開設している。また、学生の悩み全般に関するカウンセラーによる相談件数は平成26年度で2,093件となっている。保健センターでは、メンタルヘルスに関する学生相談も実施している。また、学生のメンタルヘルスの実態把握及び予防策を講じるため、健康スポーツ教育科目において、全1年次生を対象にアンケートを行い、個別の学生について健康スポーツ教育科目担当教員や、保健センター担当教員間で情報共有を行うとともに、抑うつ傾向が極めて高い学生に対しては保健センターと連携を図り、状況確認を行うなどの対策を講じている。

ハラスメント防止のための取組としては「大阪大学におけるハラスメント問題に関する基本方針」を掲げ、大学の姿勢を明らかにするとともに、ハラスメントの防止等に関する規程等によって、防止のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対処について規定している。キャンパスごとにハラスメント相談室を設置し、臨床心理士の資格や専門的知識を有する8人の専門相談員を置いて相談に当たっている。ハラスメント相談室では、アルコール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の新たな分野の相談も幅広く受け付けている。併せて、各部局から計25人の相談員を全学相談員として選出している。これらの相談体制は、学生に配布している「キャンパスライフ」及びウェブサイトに掲載することにより周知を図っている。学生には入学時に、教職員は採用時に、ハラスメント防止リーフレットを配布しているほか、各種研修による啓発活動を行っている。さらに専門的知識の獲得を目指した研修会を、全学相談員を対象として年1回開催している。学内限定ウェブサイトで毎年度6月に「ハラスメントの概要」として、前年度のハラスメント相談受付件数、その概要及びハラスメント相談室の対応について公表している。

各学部・研究科には留学生相談室等を設置し、生活支援を実施するほか、国際教育交流センターが留学生に対する生活支援を実施している。センター内のサポートオフィスにおいては、来日前の査証（ビザ）に関わる手続き、宿舎手配の支援、来日直後に必要な諸手続き等を中心にサポートや情報提供等を行っている。

これらのことから、相談体制の認知は十分でないものの、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

経済面での援助として、入学料免除、入学料徴収猶予、授業料免除、授業料徴収猶予、授業料分納の制度を設けている。

入学料免除、入学料徴収猶予は、入試合格者に送付する入学手続きの通知等で周知を図っている。授業料免除等は、大学ウェブサイト、学務情報システムKOAN、学生センター掲示板等で学生に周知を図っている。

日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び民間奨学団体奨学金については、ウェブサイト、学務情報システムKOAN等で学生に周知を図っている。

大阪大学

平成26年度においては、入学料免除は、申請者の約30%（全額免除79人、半額免除91人）、授業料免除は、全額免除、半額免除合わせて申請者の90%以上（全額免除は前期1,224人、後期1,919人、半額免除は前期1,456人、後期821人）が採用されている。また、平成26年度には民間奨学金は474人、日本学生支援機構奨学金第一種は914人、第二種は217人、併用は154人が採用されている。

大学が独自に設けている奨学金として、「大阪大学未来基金教養教育優秀賞・専門教育優秀賞」がある。これは、「第1 Semesterから第3 Semesterまでの教養（共通）教育」と「3年次終了時の専門教育」において優秀な学業成績を修めた学生に与えられ、平成26年度は未来基金教養教育優秀賞として20万円を50人が、専門教育優秀賞として25万円を41人が受領している。

学生寮としては、日本人学生・留学生混住用3施設、日本人学生用2施設、留学生用6施設を設置している。日本人学生用及び混住用では月額4,300円又は5,900円、留学生用では9,000～21,000円程度の寄宿料である。年間を通して随時入居者を募集し、利用されている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- ラーニング・コモンズ、スチューデント・コモンズに加えて、多言語・異文化理解のための共同学習スペースであるグローバル・コモンズ、プレゼンテーションエリア等を備えたアクティブ・ラーニングスペース、DVDや衛星放送を利用したグループ学習が可能なAVコモンズの拡充を行うことにより、自主的学習環境が整備されている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育の内部質保証の体制としては、教育担当理事が責任者となり、その下には、各副研究科長等からなる全学的な教育の質保証の中心組織として教育改革推進会議が設置されており、教育担当理事と理事補佐によって企画・立案された事項を全学的に検討するとともに、各部局に周知を図り、全学の教育の方針や戦略の迅速な策定を可能とする体制を構築している。加えて、教育課程委員会、カリキュラム検討専門部会、学事暦検討専門部会等、各委員会や組織が有機的に連携しながら全学の教育活動を運営する体制になっている。

教育活動の状況や学習成果を点検・評価するために必要なデータの収集・蓄積については、教育推進部により管理・運用されている学務情報システムKOAN、評価・情報分析室により管理・運用されている基礎データ収集システムを運用している。学務情報システムKOANは学籍情報、履修管理情報、成績情報、カリキュラム情報等、学生や教育活動に係る情報が登録されている。

基礎データ収集システムは、教育、研究、社会貢献、国際交流及び管理運営に係る組織的な活動に関するデータを管理するとともに、経年変化や相関比較を可能とする機能も付随した全学基礎データ及び教員等の教育研究等の活動を取りまとめた教員基礎データ、並びに構成員全員がいつでも大学全体及び各部局の中期目標・中期計画・年度計画の進捗状況をウェブサイト上で確認可能とする中期目標・中期計画進捗管理システムから構成されている。評価・情報分析室の室員は未来戦略機構戦略企画室の Institutional Research チーム（以下「IRチーム」という。）の教員2人が兼務しており、連携を図っている。

教育の質保証の諸施策の実行支援や効果測定のために、企画、評価担当理事を室長とする未来戦略機構戦略企画室にIRチーム、教育改革チームを設置している。IRチームでは教育改革の企画に資する各種データの収集、分析、評価及び提供を行っている。教育改革チームではIRチームの分析結果を受け、教育担当理事の下で教育改革、グローバル化等に関する戦略の企画及び提言を行い、その提言を教育改革推進会議が審議している。その審議の結果、従来は全学、学部・研究科ごとに策定していたポリシーに加えて、平成27年3月までに、全学の学部・研究科・学位プログラム別の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針、学位授与方針、学習目標について新たに作成し、教育課程を基本にした学位プログラムの明確化と体系的な教育課程の整備を行い、その内容を学生に分かりやすい形式でまとめ、ウェブサイトにて公表するとともに、シラバスの改善のための入力状況の情報共有、その内容の向上のためのハンドブックの作成、外部英語試験の部局別スコアの共有を行っている。また、カリキュラム検討専門部会は、平成27年3月にこの新たな教育課程のための全学的なガイドライン案を作成している。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取としては、学生生活委員会の主催による学生生活調査を4年ごとに実施している。平成25年度学生生活調査（平成26年度公表）の結果について学生生活委員会において改善策を検討している。学生生活調査の結果のうち、教育の質保証に関係するデータについては、教育改革推進会議やカリキュラム検討専門部会において、他のデータと併せて、今後のカリキュラム改革の資料として活用、検討している。

また、教育担当理事の下、教育改革推進会議が中心となって、学生との懇談会を実施し、学生の意見聴取を実施している。懇談会で得られた意見については報告書としてまとめられ、教育改革推進会議において改善策を検討することとしている。

アメリカの研究大学における学生経験調査（SERU）に準じた学生調査を平成25年度から実施し、海外の研究大学の比較から得られた知見についてはウェブサイトで公表している。

学部の教養教育を実施する全学教育推進機構では、セメスターごとにクラス代表と専任教員との懇談会であるクラス代表懇談会を開催し、授業・教育課程や学習環境等について学生の意見や要望を聴取している。

また、パンキョー革命と銘打った学生・教職員懇談会を定期的に開催し、学生と教員が対話をしながら教養教育のより良い在り方について討論している。

授業評価アンケートは、少人数等でアンケートによらなくても学生の意見聴取が可能な授業を除き、隔年実施や3年に1度等の違いはあるもののすべての学部・研究科で実施されており、教育環境の満足度評価等を通じて恒常的に学生からの意見聴取が行われ、その結果は、担当教員にフィードバックされ授業改善に反映されている。さらに、その結果は検証され、教育環境の改善・充実に寄与している。授業改善を行った例としては、予習・復習のための小課題の設定、予習・復習のポイントの説明等が挙げられる。また、教育課程や環境を見直した例としては、自習室の設置、外国語による授業科目の開講増、授業科目の開講時期の変更等が行われている。アンケート結果や、それを受けた改善事例については、ウェブサイトや、学務情報システムKOAN、教員を通じて等により学生に公表されている。

教員からの意見聴取については、学部・研究科等においては教授会、学科会議、講座会議等のほか、教育研究フォーラムの開催等を通して行っている。これらの意見や提案等を基に、多様な授業のバランスと連携を図り、教育課程や授業内容の改善、学習環境の整備等に努めており、専攻共通科目の導入、国際交流に係る組織の改組、専攻における到達目標の見直し等が行われている。例えば、人間科学研究科において、授業評価アンケートを実施した結果、予習・復習をする学生が少ないことが明らかとなり、学生に小課題を与えるなどの改善を実施することにより、学習時間が長くなる効果が見られている。

これらのことから、学生による授業評価アンケートが一部の科目では実施されていないものの、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的な学外者の意見を聞く機会として、経営協議会があり、学外委員からの意見について、各担当理

事において検討をしている。例えば、そこでの意見として「大阪大学の卒業生は専門的な技術力は非常に高いが、一般的な社会人としての基礎力も大学で身に付けてほしい」「人材育成のためには教養教育が非常に重要であるので、学部、大学院のいずれにおいても教養教育に力を入れてほしい」があり、それを受けて、学士課程3年次以上の学部学生及び大学院学生を対象とした「高度教養プログラム」の開設や、学部のみならず、大学院における教養教育や全学の言語教育等を推進するための全学的な組織として、平成24年4月に全学教育推進機構を設置するなどの対応を行っている。また、平成26度からは、保護者に大学運営の実情や教育研究内容等について理解を深め、大学をより身近な存在に感じられることを目的として、学士課程1年次生の保護者を対象とした「保護者の集い」を開催しており、500人が参加している。執行部や学部長が出席し、当該大学の目標等を説明するとともに、質疑応答により、意見交換を行っている。

さらに、理学研究科、薬学研究科、工学研究科、国際公共政策研究科、高等司法研究科では、部局の活動に適切な助言を得るため、アドバイザー・ボードや懇話会等の名称で、学外委員を含む委員会等を開催しており、年1回の頻度で学外者からの意見聴取を行っている。外部評価を実施した部局では、そこで提起された改善策を検討している。

また、未来戦略機構戦略企画室IRチームを中心に、卒業生や就職先に対するアンケート等により学外関係者の意見聴取をしている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学規模の「大阪大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修」を実施している。研修は、社会から大学教育に求められる事項についての講義及びテーマ別の研修の2部構成として開催している。平成26年度に実施した研修参加者へのアンケートによると「新しいIT技術を使った授業について、自分の授業でも取り入れてみたい。」「アクティブ・ラーニングについて活用してみたい」「ルーブリックを試してみたい」「いままで一方的な講義に終始していた自分の授業運営の仕方に対する意識が変わった」等、肯定的な意見が挙がっている。

さらに、平成25年度からは教育学習支援センターを発足させ、「自学自習を促すシラバス作成法」「アクティブ・ラーニングを促す教育・技法」「ルーブリック評価入門」「主体的な学びに向けた学生のリフレクションを促す方法」等、授業デザイン、授業の実施、学習の評価方法、改善のためのリフレクションといった教員の教育課題に応じた様々なFD研修を年間50回程度実施している。それ以外に、教育学習支援センターでは、英語による「教育の国際化推進のためのFDワークショップ」を主催し、教員向けに英語での教授法に関するe-learning教材の開発、同教材を用いたFD、先進的な教授法に関する研究開発、同研究成果によるワークショップ形式FDの実施等を行い、大学全体として教育面での国際化を目指すとともに、FDへの関心を高めている。また、FD研修については、インターネット上でビデオ配信することにより、当日、出席できなかった教員もインターネット上で受講できるように工夫している。

FDの内容・方法については、全学規模のFD研修後に、出席者等にアンケートを実施しており、アンケート結果を基に検討し、全学FDプログラム受講証明制度を実施している。

また、各学部・研究科単位でもFD活動は組織的に行われており、平成26年度は全部局合計で延べ約1,000人の教員が参加している。例えば、人間科学研究科では、これまで講義中心で実施していた授業科目に、研究科で行ったFD講習会で学んだワークショップの手法を取り入れ、学生のグループ討議を課し、

討議内容を発表させ、教員がコメント等を行うといった双方向授業への改善が行われている。高等司法研究科では、FD・教育企画委員会の主催で、授業見学会を実施している。

全学のFD活動として全学規模のFD研修会への参加者数は、教員数からすると必ずしも多くないものの、各部局で独自のFD研修を含め、FD研修への出席者数は徐々に増加している。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教務部門の事務系職員に対して実施する教育活動の質の向上を図るための研修については、学生関係事務研修を開催しており、平成26年度は専門技術研修会1回（2日間）実施し、30人が受講している。

また、技術職員を対象とした種々の研修が実施されているが、大学主催の全学的な専門技術研修と並行して、高度の専門技術の習得、研鑽、並びに技術職員の自己啓発意欲を発揮させるために、理学研究科、工学研究科、基礎工学研究科は独自の技術職員研修を行っている。

さらに、教育補助的業務を行うSA、教育指導能力を育成するJTA、教育指導能力に加えて教育企画能力を育むSTAからなるTA制度を平成24年度に導入しており、STAに対しては全学で講習会を実施している。平成26年度は秋期・春期に講習会を実施し、秋期33人、春期122人、計155人が参加している。

共通教育授業科目を担当するTAについては全学教育推進機構が講習会を実施しており、平成26年度は、教養教育の枠組みやTAの業務内容等について説明する第一部と、TAの具体的な業務内容についてディスカッション形式で理解・習得する第二部の二部構成により実施している。平成26年度の参加者は新たにTAに従事する者を中心に201人が受講している。また、TAハンドブックを作成し、配布している。

このほか、プレFDと称した将来の大学の教員を担うのにふさわしい教育力を育成するプログラムを実施し、TAを含めた教育力の向上に取り組んでいる。

各部局においても準備教育を含めた研修等を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各副研究科長等からなる教育改革推進会議が全学の教育の方針を策定し、学務情報システムKOA Nによって学生や教育活動に係る基礎データが収集され、未来戦略機構戦略企画室がその実施結果を全学的に評価・分析し、同会議に改善提言をする実効的な質保証サイクルが整備されている。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 409,464,967 千円、流動資産 70,763,865 千円であり、資産合計 480,228,833 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 81,422,745 千円、流動負債 56,439,405 千円であり、負債合計 137,862,150 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の国立大学財務・経営センター債務負担金 6,561,924 千円及び長期借入金 11,037,781 千円の用途は附属病院の施設整備に伴うものであり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 1,535,235 千円及び長期及び短期の P F I 債務 1,714,807 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

- 9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金収入、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 22 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度における、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用138,199,176千円、経常収益141,608,557千円、経常利益3,409,381千円、当期総利益は3,412,129千円であり、貸借対照表における利益剰余金40,763,825千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針、予算配分基本方針、執行・配分計画を教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て総長が決定している。

予算編成方針に基づいて基盤的な教育研究経費の配分を行うほかに、戦略的・重点的に必要な経費として総長裁量経費及び教育研究等重点推進経費を確保し、総長を中心とする執行部のマネジメントに基づくガバナンス強化によって戦略的な予算配分を行っている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープランを策定し、これに基づいて、戦略的経費や概算要求を通じて整備を進めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事の意見を記載した書面が作成され、経営協議会及び役員会の議を経て、提出時に義務付けられている会計監査人の監査を受けた後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事及び監事監査規程に基づき、財務に関しては、大学の財務状況について把握に努めるとともに、決算監査としての財務諸表等の監査並びに会計監査人が実施している監査の方法、結果について監査し、監事監査報告書を総長に対し提出している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室が総長直轄として設置され、内部監査規程に基づき年間の監査計画を策定し、内部監査を実施している。

また、各監査をより効率的、効果的に実施するため、定例的に会計監査人、監事、監査室が三者会議を開催し連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織として、総長と8人の理事により構成される役員会、役員構成員のほか研究科長、附属病院院長等を加えた29人で構成される経営協議会（15人の学外委員を含む。）、役員会構成員のほか学部長、研究科長、附置研究所長、附属病院院長等を加えた54人で構成される教育研究評議会、その他の会議として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の審議事項のうち、総長が諮問する事項について審議するとともに、必要な連絡及び調整を行う部局長会議を設置している。また、理事の下、大学の将来構想、教育、研究、財務等の担当業務を進める室を設置し、各室の運営に関しては、それぞれ室会議を設置するとともに、各室間の連絡調整・横断的な諸問題について審議するため、室連絡協議会を設置している。さらに、非公式な会合として、総長、理事等から構成される役員連絡会、理事懇談会を開催し、各種会議で扱う議案についての事前検討を行っている。

また、総長の下、理事・副学長7人、理事1人、総長の求めに応じ、意見を具申する総長参与7人、総長から特に指示された事項の処理に当たる総長特命補佐4人、文系、理工系、医歯薬系及び研究所・センター等から選出された教員・事務職員による74人の室員（総長が指名する室員は、副理事となる。）、事務組織である本部事務機構が一体となって大学運営を行う体制を構築している。これにより、学長のリーダーシップの下で学内の意見を集約し、合意形成に基づく迅速な意思決定を目的として、理事を室長とする各室が中心となって企画・立案を行っている。

事務組織は、広報・社会学連携オフィス、総務企画部、研究推進部、財務部、情報推進部、教育推進部、施設部、総長室、監査室、不正使用防止計画推進室等からなる本部事務機構を置くとともに、部局に事務部を設置し、庶務・人事、教務、会計、研究支援等の係を置いて業務に当たっており、平成27年4月現在の専任職員数は合計で344人となっている。

また、部局運営及び大学全体の強化等を目的とし、部局マネジメントの充実を図るため、各部局長のマネジメントによる取組が優れた成果を上げた部局に対しては部局長未来戦略裁量経費を配分している。さらに、各部局の事務（部）長等のマネジメントによる取組が優れた成果を上げた部局に対しては、事務（部）長未来戦略裁量経費を配分している。

危機管理等に対する体制は、リスク管理担当理事が大学のリスク管理の統括を行っており、リスク情報の一元管理を行っている。危機管理への対応は、リスク管理担当理事の下、各理事が連携し対応しており、リスク事案に応じて、R I ・放射線管理、学内の事故防止や防災に関しては安全衛生管理部、海外での事故や留学生の事故等に関しては総務企画部国際交流課、ハラスメントに関してはハラスメント対策事務室、研究倫理に関しては、研究公正委員会及び研究推進部研究推進課、不正経理については不正使用防止計画推進室が対応することとなっている。例えば、安全衛生管理部では、定期巡視を実施し、学内の事故防止に努めるほか、安全衛生ガイドラインや核燃料物質・核原料物質の取扱いに係わる管理マニュアルを作成するなど、安全管理を進めるとともに、緊急時の対応について定めている。また、コンプライアンス・リスクへの助言・検証を行う組織として、法務室を設置している。

豊中市北消防署と協力し、「防災フェスタ」を開催し、避難訓練、消防隊との合同総合訓練、防災防火の体験等を行っている。また、部局ごとに、避難訓練を実施している。

部局においては、部局長が責任者として危機管理に対応し、上記の部等と連携することで、大学本部、部局一体となった危機管理体制を構築している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員の意見に関しては、教育研究評議会や部局長会議を開催し、部局長等を通じて意見やニーズの把握を行っている。また、平成25年度からは、総長・理事による部局訪問を実施しており、平成25年度は7部局、平成26年度は15部局への訪問を実施し、部局長だけでなく各部局の教員との意見交換も行っている。さらに、一般教員との意見交換のため「総長との懇談会」を平成25年度は14回、平成26年度は22回開催し、延べ236人の教員が出席している。部局では、教授会等の委員会において管理運営等に関する協議、連絡、意見交換等を行っている。

事務職員については、勤務評価の実施において面談を行うことを定めており、意見聴取の場になっている。また、全学の体制としては、全学の課長相当職以上の構成員からなる事務協議会を開催し、意見聴取を行っている。さらに、事務職員からの業務改善アイデア募集を行っており、採用を決定した提案については、必ず実施するとともに、提案者に対して業務改善アイデア賞を授与することで、業務の簡素化を図っている。

学生のニーズ把握は、4年ごとに実施する学生生活調査（前回は平成25年度）により行っているほか、教育担当理事による学生との懇談会を実施することにより行っている。また、入学生、卒業生に対して、アンケートを実施しており、入学生に対しては大学に期待することを、卒業生に対しては満足度等を質問し、改善・向上につなげる活動を開始している。

学外関係者からのニーズ把握は、経営協議会での学外委員の意見聴取や、卒業生へのアンケートにより実施している。

研究科等では、アドバイザー・ボード等から意見聴取を行い、改善につなげている。

意見聴取を管理運営に反映した事例として、総長・理事による部局訪問で得られた結果から、未来戦略機構に分野横断型の教育・研究推進部門であるグローバルヒストリー研究部門を創設している。また、経営協議会の意見から「グローバル化推進教授招へいプログラム」「外国人教員等採用促進プログラム」の制度を導入し、学部・大学院における研究・教育のグローバル化の推進を図っている。アドバイザー・ボードによる意見聴取の結果から、経済学研究科では、増加する留学生に対し、留学生相談室に加え国際交流室を設置し、入学後の留学生対応のほかに留学生のリクルート活動や卒業（修了）後の学部（研究科）との交流に関わる専任教員を配置し、他の教員と協力し活性化を図っている。また、歯学部付属病院ではエレベーター内の防犯カメラを設置している。工学研究科では、戦略支援部を設置することにより、教員を研究面でサポートする仕組みを導入するとともに、社会連携室に運営ワーキングを設置することにより、産業界とのより良い連携を検討する仕組みを整えている。環境イノベーションデザインセンターでは、社会人も参加できる研究ワークショップを随時開催するとともに、多様な研究者が最先端の研究を紹介し意見交換を行う授業をサテライトオフィス「地域共創ラボうめきた」で開講している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事を2人（常勤1人、非常勤1人）置き、監事監査規程に基づき、財務及び業務の適切性、妥当性について、監査を実施している。また、オブザーバーとして役員会へ出席し、助言等や、総長決裁書類の閲覧等も行っている。

財務に関しては、大学の財務状況について把握に努めるとともに、決算監査としての財務諸表等の監査

を実施している。

定期監査としては、各年度の重点課題への取組状況を監査している。監査方法は、文書等による事前調査とともに、理事・副学長や事務担当者との個別面談を行い、監査報告において、改善が必要な課題、顕著な取組の実績を示している。

監査結果で課題とされた事項については、個々に検討を進めており、例えば、平成 25 年度の監査報告で挙げられた「執行部と部局の現状認識のギャップが大きいため、中教審分科会の委員と部局長との意見交換の機会を設けるのも 1 つの方策である」との意見については、平成 26 年度に中央教育審議会委員を招き意見交換会を実施するなど改善につなげている。

また、年に 3～4 回、監事、会計監査人及び監査室による三者会議を行っており、監査計画・監査状況の報告や監査で浮上した問題点について情報共有し、意見交換を行っている。また、各監査結果を可能な範囲で利用することにより、監査の効率化を図っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

対象とする職員やその目的に応じて、各種の研修を実施している。

階層別研修（新入職員、主任、係長、課長補佐）は、階層ごとの大学職員として必要な基礎知識・技能の習得、監督者としての能力及び識見の確立等により、職員としての資質向上を図ることを目的として実施しており、平成 26 年度は 4 回実施し、合計 126 人が受講している。なお、平成 26 年度の新入職員研修後 6 か月が経過した時点で実施したアンケートによると、研修内容を業務に活用できたとする回答の割合が 90% であり、同様に他の各階層別研修においても、研修内容を業務に活用できているとする回答の割合はおおむね 70～80% である。

目的別研修（人事事務、会計関係事務、法人簿記、学生関係事務、事務情報化等）は、各担当業務の専門性向上を図ることを目的として実施しており、平成 26 年度は 24 回実施し、延べ 1,267 人が受講している。目的別研修においては、各担当業務に従事する職員が必要に応じて受講し、日常業務に活用している。さらに、受講した研修の成果として、法人の業務に関連する公的な資格（例えば、知的財産管理技能検定（3 級）や日商簿記検定（3 級））を約 30 人（平成 26 年度実績）の研修修了者が取得している。

職員の識見、資質の向上を図るため、職員教養研修（放送大学授業科目）も実施しており、特に、大学のマネジメントに関連する科目の受講希望者を優先するなど、管理運営の能力開発に重点を置いており、平成 26 年度は延べ 54 人が受講している。また、国立大学協会が実施する「国立大学法人等部課長級研修」へも参加している。

平成 24 年度からは、大学の多様なミッションや大学と社会との関わり等について、大学の現在の姿に照らしながら理解と関心を深め、広い視野と主体的な自己研鑽の姿勢を養うことを目的とした研修として、「大阪大学未来セミナー」を実施しており、副学長、教員、職員が講師となり、通常の講義だけではなく、現場見学、グループワーク、プレゼンテーション等を通じた双方向型の研修を実施している。平成 26 年度は、計 8 回の講義等からなる研修を行い、25 人の職員が受講している。

また、職員が上司とともに、業務に取り組むに当たっての達成しようとする目標を設定し、その目標に基づいた達成度を実績に基づき確認するというプロセス（目標共有）を通じて、目標達成への動機付けを高め、自己研鑽及び業務への主体的な取組を促進することを目的に、目標共有制度を実施している。

平成 26 年度からは新規採用職員を対象としたメンター制を試行し、27 人が対象となっており、多面的

な視点の獲得等の効果が期待されている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己点検・評価の実施体制として、企画、評価担当理事を中心に、評価・情報分析室との連携の下、自己点検・評価の実施方針の検討、自己点検・評価の実施を行っている。また、自己点検・評価等に係る事項について審議、連絡・調整のため、各部局の評価委員で構成される計画・評価委員会（委員長は、評価担当理事補佐）を設置している。さらに、平成26年度からは、未来戦略機構にIRチームを設置しており、データに基づく客観的な評価を支援する体制を整備している。

大学全体の自己点検・評価としては、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の評価基準を準用し、大学の自己点検・評価を実施しており、企画、評価担当理事を中心に作成された自己点検・評価書については、各理事にフィードバックされ、各理事の下で、改善に向けて取り組むこととしている。平成27年6月に作成した自己点検・評価書は、各種会議を通して、各理事に共有されており、「改善を要する点」として抽出した「男女共同参画の更なる推進」については、各部局における年度ごとの数値目標設定の検討を進めている。また、「研究者総覧」の充実について、研究者総覧の基となる教員基礎データシステム入力率の向上のため、他大学の取組事例等を踏まえ、部局ごとの更新率一覧表を部局長会議で示し、各部局に更なる更新を促すこととしている。こうした経緯を経て今回の大学機関別認証評価に向けて作成された自己評価書は、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点等が的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。

部局の自己点検・評価としては、部局の中期目標・中期計画とそれに係る年度計画の達成状況について、企画、評価担当理事が評価する達成状況評価を実施している。さらに、全学基礎データシステムを基に「教育研究活動に関する分析資料」を作成し、執行部による部局ヒアリングの際に利用するとともに、部局へフィードバックすることにより、各部局の自己点検・評価の促進、教育研究活動等の改善・充実につなげている。

また、中期計画とそれに係る年度計画の実施状況について、自己点検・評価を実施しており、各担当理事による自己点検・評価について、企画、評価担当理事を中心に自己点検・評価を行う体制により実施している。自己点検・評価は、開講科目数、学位授与率、研究費の獲得状況等の数値データを可能な限り利用した客観的・外形的な評価と、実施した取組の成果や効果の検証により実施している。

さらに、第2期中期目標期間の中間評価として、独自に、プロジェクト・ポートフォリオ管理という手法により、中期計画ごとの進捗状況を点検し、個々の中期計画の個別の事業の優先順位を確認し、課題を整理するとともに、同ポートフォリオに基づき、企画・評価担当理事補佐と評価・情報分析室とそれぞれの計画実施担当理事補佐（教育、研究、産学連携、国際交流、広報・社会学連携）の間で、中期目標・計画の進捗状況と今後の遂行プロセスについて意見交換を行い、中期目標・中期計画の達成に向けて全学として意識の統一を図っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

年度計画の実施状況について自己点検・評価した結果を『業務の実績に関する報告書』としてまとめ、経営協議会委員の意見を聞いた上で、毎年6月文部科学省へ提出している。同報告書は、国立大学法人評価委員会の評価を受けている。

平成21年度に、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審している。また、平成25年度に高等司法研究科は同機構による法科大学院認証評価を受審している。

経済学部・経済学研究科を除いて各学部・研究科等では、前回の大学機関別認証評価以降、独自に外部評価を実施している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

年度計画の実施状況についての国立大学法人評価委員会からの評価結果は、企画、評価担当理事から、役員会、経営協議会、教育研究評議会へフィードバックされ、速やかに改善への取組が実施されるとともに、次年度計画の策定に活用されることとしている。指摘事項がある場合、当該事項を所掌する担当理事等を通じて改善に取り組み、評価担当はそのフォローアップを行っている。

平成21年度に受審した大学機関別認証評価において改善を要する点と指摘された事項については、教育研究評議会等へフィードバックされ改善の取組が行われているものの、適正な入学定員充足率に向けた取組については、引き続き改善が必要である。

平成25年度に受審した法科大学院認証評価において「成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がかつぱら出席を基準に評価されているように見えるものがあり、平常点の評価方法について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。」「一部の授業科目における追試験において、期末試験と一部類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。」と指摘され、それぞれ対応のための措置を行っている。

部局年度計画の達成状況評価については、評価結果が部局へフィードバックされ、次年度計画の策定に活かされている。

各部局で実施している外部評価の結果についても、改善の取組が行われており、例えば、平成25年度に外部評価を行った法学部・法学研究科では、「地域行政との連携の必要性」が指摘されており、箕面市等の近隣自治体と共同した企画を行うなど改善に取り組んでいる。

これらのことから、引き続き改善が必要であるものの、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 事務職員に対する目的別研修の積極的な実施が、成果として各種の公的な資格取得につながっている。
- 認証評価に向けて作成された自己評価書において、本文中に全学の状況について概略が分かりやすく記述され、また、改善を要する点等が的確に抽出されるなど、適切な分析がなされている。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的、基本理念を記載した大学憲章、具体的な目標を記載した中期目標は、ウェブサイトに掲載することにより、全教職員、学生、社会に公表し周知を図っている。

大学憲章については、入学式や新入生ガイダンスにおいて、「キャンパスライフ」「共通教育の手引き」等の小冊子を配布して周知を図っている。構成員に対しては、初任者教員研修をはじめとしたFDや、職員研修においても、当該大学の基本理念や目的を説明している。

各学部・研究科の教育目標については、各学部・研究科のウェブサイト、学生便覧等で公表しているほか、新入生ガイダンスやオープンキャンパス等でも説明を行っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針は、学生募集要項に掲載し、入学希望者に周知を図っており、ウェブサイトに掲載することによって、入学希望者を含む学外関係者や、教職員及び学生に周知を図っている。教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針についてもウェブサイトに掲載することによって、学内外の構成員に公表し、周知を図っている。また、英語でウェブサイトに掲載されており、海外の大学関係者や入学志願者、留学生等に公表し、周知を図っている。

さらに、平成 27 年度には学位プログラム（学位を授与する教育課程）ごとに入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を策定し、ウェブサイトで公表している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

大学の教育研究活動の情報は、ウェブサイト、「大阪大学プロフィール」（日本語、英語）をはじめ広報誌及びメールマガジン、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サイト）により社会に発信している。広報誌については、近隣の市役所等での配布や、高等学校や予備校への送付等を実施している。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている教育情報等については、ウェブサイトに「教育情報の公表」ページを設け、事項ごとに一覧にして分かりやすく示すとともに、ウェブサイトのトップページからリンクを設定することで、容易に当該ページを閲覧できるようにしている。

また、英語版も作成し、英語によるウェブサイトから閲覧できるようにしている。ただし、「教育情報

の公表」中の「教員情報（学位・研究業績等）」については、教員基礎データシステムに入力した情報から抽出された「研究者総覧」が参照するページとなっているが、毎年度、入力・更新を重ねて依頼するものの、一部の教員の研究業績等の入力十分とはいえない状況である。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報は、ウェブサイトですべての項目が掲載されている。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条（情報提供の方法及び範囲）については、ウェブサイトの「情報公開」で公表している。

財務諸表等については、国立大学法人法第 35 条の規程に基づいて、文部科学大臣の承認後、速やかに官報公告を行い、ウェブサイトに掲載している。また、財務諸表をコンパクトにし、簡単に分かりやすい説明を加えた「財務レポート」を作成して、ウェブサイトに掲載している。

研究活動については、更なる研究情報の発信強化を目的に、平成 25 年度に研究ポータルサイト ResOU を開設し、情報発信を行っている。

さらに、教育研究活動の情報発信の強化を目的として、東京・霞が関に東京オフィスを開設するとともに、マスメディアを通じた情報発信として、総長、理事等とマスコミ関係者との懇談会を開催し（平成 26 年度から大阪での年 2 回開催を大阪 4 回、東京 2 回開催に強化）、大学の教育研究等の諸活動を広報するとともに、新聞等のマスメディアに対して最新の研究成果等を発信している。

海外への情報発信については、英語、中国語、韓国語のウェブサイトを作成し、公表しているほか、英語により広報誌を作成し、グローバル化に対応した海外に対する教育情報の公表を進めている。

また、大学ポートレート事業に参加することにより、大学の教育情報の公表について推進している。

附属図書館では、学術情報庫 OUKA (Osaka University Knowledge Archive) により、機関リポジトリの運用を行っており、学術雑誌掲載論文、博士論文、紀要、教材、研究成果物等の研究成果の全文をデータベース化し、2 万 6 千件以上のコンテンツを公開している。

これらのことから、一部の教員の研究業績等を除き、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 英語、中国語、韓国語によるウェブサイトを作成・公表し、グローバル化に対応した海外への情報発信を進めている。

【改善を要する点】

- 研究者総覧については、一部の教員の研究業績等の入力十分とはいえない。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 大阪大学

(2) 所在地 大阪府吹田市

(3) 学部等の構成

学部：文学部，人間科学部，外国語学部，法学部，
経済学部，理学部，医学部，歯学部，薬学部，
工学部，基礎工学部

研究科：文学研究科，人間科学研究科，法学研究
科，経済学研究科，理学研究科，医学系研究科，
歯学研究科，薬学研究科，工学研究科，基礎工
学研究科，言語文化研究科，国際公共政策研究
科，情報科学研究科，生命機能研究科，高等司
法研究科，大阪大学・金沢大学・浜松医科大
学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科

附属研究所：微生物病研究所，産業科学研究所，
蛋白質研究所，社会経済研究所，接合科学研究
所

関連施設：低温センター，超高压電子顕微鏡セン
ター，ラジオアイソトープ総合センター，環境
安全研究管理センター，国際教育交流センター，
生物工学国際交流センター，太陽エネルギー化
学研究センター，総合学術博物館，保健センタ
ー，国際医工情報センター，コミュニケーション
デザイン・センター，金融・保険教育研究セン
ター，科学機器リノベーション・工作支援セン
ター，グローバルコラボレーションセンター，
日本語日本文化教育センター，環境イノベーシ
ョンデザインセンター，ナノサイエンスデザイ
ン教育研究センター，知的財産センター，核物
理研究センター，サイバーメディアセンター，
レーザーエネルギー学研究センター，免疫学フ
ロンティア研究センター，未来戦略機構，全学
教育推進機構，教育学習支援センター，キャン
パスライフ支援センター，附属図書館，医学部
附属病院，歯学部附属病院

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 15,535 人，大学院 7,886 人

専任教員数：3,174 人

助手数：13 人

2 特徴

(1) 日本有数の総合大学

本学は，11 学部・16 研究科からなる総合大学である。
大阪府の北摂に吹田キャンパス，豊中キャンパス，箕面
キャンパス（総面積約 158 万㎡）から構成される3つの
キャンパスを有し，国立大学として国内最大の学生数を
誇るなど，日本でも有数の総合大学である。

(2) 歴史と伝統

本学は，江戸期に大阪で発祥した適塾を原点とし，さ
らに遡って大坂の五商人によって開設された懐徳堂の精
神を汲み，第6番目の帝国大学として設立された。その
設立には，地元大阪の産業界，財界等の全面的な支援と
市民の熱意によって開学に至った背景がある。また，平
成 19 年に統合した大阪外国語大学の母体は，大阪の女
性実業家の篤志により私財が政府に寄附され創設された
大阪外国語学校である。このような設立の経緯は，地元
に根付いた教育・研究，社会との連携，そして地元とと
もに世界に羽ばたくという本学のモットー「地域に生き
世界に伸びる」という言葉によく表れている。

(3) 教育の充実

本学は，「物事の本質を見極める学問と教育が大学の
使命であり，この使命を果たすことで大学は社会に貢献
していく」という理念の下，次代の社会を支え，人類の
理想の実現を図る有能な人材を社会に輩出することを目
標としている。その目標を実現するため，「高度な専門
性と深い学識」，「教養・デザイン力・国際性」を身に
付けた知識基盤社会のリーダーとなるべき人材の育成に
取り組んでいる。

全学教育推進機構では，学部共通教育，大学院横断教
育並びに全学の言語教育及び海外教育の実施に関する企
画及び運営を行うとともに，大学教育に関する実践的な
研究を行い，大学教育の質の向上及び社会に求められる
人材を育成している。

(4) 世界最先端の学術拠点の充実

現代社会には，多様な面から解決すべき課題が多く，
専門領域を超えた新たな取り組みが求められている。
そこで，未来戦略機構では，総長のリーダーシップの下，
中長期的視野に立って，大学全体を俯瞰し，部局横断的
に教育・研究を推進することにより，世界トップクラス
の大学として輝き続けるための基盤づくりを推進してい
る。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1) モットー

大阪大学は、創立 50 周年（1981（昭和 56）年）を節目に、今後、大学の諸活動を行っていく際の精神を表す言葉として「地域に生き世界に伸びる」というモットーを掲げた。

その後、2003（平成 15）年 3 月に「大阪大学憲章」（全 11 指針）を制定し、あらためて自らの基本理念を宣言し、大阪大学の全構成員の指針とした。そのうち教育関係部分は、以下のとおりである。

<p>2. 高度な教育の推進</p> <p>大阪大学は、次代の社会を支え、人類の理想の実現をはかる有能な人材を社会に輩出することを、その目標とする。</p> <p>6. 実学の重視</p> <p>大阪大学は、実学の伝統を生かし、基礎と応用のバランスに配慮して、現実社会の要請に応える教育研究を実践する。</p> <p>7. 総合性の強化</p> <p>大阪大学は、総合大学としての特色を追求する。たんなる部局の集合体ではなく、人文科学・社会科学・自然科学・生命科学など、あらゆる学問分野の相互補完性を重視するとともに、新時代に適合する分野融合型の教育研究を推進する。</p>

2012（平成 24）年 5 月には、本学の原点である適塾や精神的源流となっている懐徳堂の精神を後世に引き継ぎながら、世界屈指のグローバル大学として 22 世紀においても輝き続ける基盤を、構成員全員の英知と力を合わせて構築していくものとして、総長のリーダーシップの下「大阪大学未来戦略」を策定した。そのうち教育関係部分は、以下のとおりである。

<p>未来戦略8箇条</p> <p>2：全学教育推進機構を核に、教育のグローバル化を強く推進する。学生の海外派遣・留学を支援する施策を充実させるとともに、地球規模での多様な人材により構成されるグローバルキャンパスの早期実現を目指す。</p>
--

2) 国立大学法人大阪大学 第二期中期目標（期間：平成22～27年度〈6年間〉）

「大学の基本的な目標」は、以下のとおり示されている。

<p>（前文）大学の基本的な目標</p> <p>大阪大学は、その精神的源流である適塾と懐徳堂の学風を継承しつつ、合理的な学知と豊かな教養を究めることを通じて、世界に冠たる知の創造と継承の場となることを目指す。そのために、研究における「基本」と「ときめき」と「責任」を強く意識しながら、基礎研究に深く根を下ろし、かつ学知の新しい地平を切りひらく先端的な研究をさらに推進することによって、世界最高レベルの研究拠点大学として、その国際的なプレゼンスを示す。また、これら第一線の研究成果に基づき、研ぎ澄まされた専門性の教育を深化させるとともに、学生の「教養」と「デザイン力」と「国際性」を涵養することによって、広い視野と豊かな教養をもち、確かな社会的判断に基づいて行動することのできる研究者・社会人を育成する。</p> <p>このような研究と教育の成果を広く企業や社会に問い、その活用に供することにより、地域の学術・文化機関、国際的な学術機関としての大学の役割を積極的に担う。そして、大学という、教育・研究を通</p>

じて優れた人材を育成する機関への社会の信託に厚く応えることにより、「地域に生き世界に伸びる」という大阪大学の理念を実現する。

また、教育に関する目標は、以下のとおり示されている。

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

(教養・デザイン力・国際性を身に付けた学生の育成)

1. 大阪大学独自の個性あふれる教育を展開し、学部から大学院を通じて、3つの教育目標である教養・デザイン力・国際性を身に付けた学生を育てる。

(高度な専門性と学際性を備えた研究者及び職業人の養成)

2. 高度な専門性と学際的視点を備え、21世紀知識基盤型社会のリーダーとなる研究者及び職業人を育てる。

(アドミッション・ポリシーに適合した入試戦略の展開)

3. 学部・大学院では、アドミッション・ポリシーに沿った意欲的な学生の獲得を目指す。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

(教養教育・専門教育・大学院教育の実施体制の整備充実)

4. 学問の進展や社会の状況に対応するため、柔軟に教育体制・教育環境を整備充実させる。

(教育の質の評価と改善)

5. 高等教育修了者にふさわしい学生の質を保証するために、多角的な観点から学習成果及び教育方法を検証し、改善する。

(3) 学生への支援に関する目標

(学生生活支援の充実)

6. 学生の多様な要望に応じた学習環境の整備と経済的支援を行う。

(学生のキャリア形成の意識向上)

7. キャリア形成教育や進路選択支援を通じて学生のキャリア形成の意識を向上させる。

大阪大学

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_osaka-u_d201603.pdf